



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロイド・ジョージとヨーロッパの再建 (3)
Author(s)	吉川, 宏; YOSHIKAWA, Hiroshi
Citation	北大法学論集, 14(1), 66-157
Issue Date	1963-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16025
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(1)_p66-157.pdf



ロイド・ジョージとヨーロッパの再建 (三)

吉川 宏

目 次

はしがき

第一章 ロイド・ジョージ外交の条件と課題

第一節 象徴の遺産

第二節 人民的統制の諸様相

第三節 「実際問題」の解決（以上本誌第一三卷第二号）

第二章 現実主義的平和構想

第一節 国際連盟と現実政策

第二節 軍縮案の基本目標

第三章 国家的インセンキュリテイの極小化

第一節 「カルタゴ式講和」との対立

第二節 保障条約（以上本誌第一三卷第三・四合併号）

第四章 ヨーロッパの安定とロシア

第一節 和睦の諸前提

第二節 人民外交と干渉政策

第五章 賠償問題をめぐる世論と外交

第一節 ムード対政策

第二節 「戦費」対「損害賠償金」(以上本号)

第三節 「政治のプロテウス」

むすび

第四章 ヨーロッパの安定とロシア

第一節 和睦の諸前提

ロイド・ジョージは、「大戦回顧録」の中で、国際連盟とロシア革命とを、「戦争の直接的な結果として生じたもので、今日既に人類の事件の進路に明瞭な影響を及ぼし、年を経ると共にますます影響を及ぼし続ける二つのもの」としてあげている。彼の説くところによれば、ロシア革命が、フランス革命の及ぼしたような大きな影響をあらゆる國の人民に及ぼすかどうかは、「一個の偶然」によって決せられるのである。その問題は、「革命の指導者とその運動に平和的發展の道をたどらせうるか、あるいはそのエネルギーが消耗されて、その目的が戦争によってそらされるか否かによつて決せられよう。ロシアが平和を維持すれば、ロシア革命は、あらゆる國の大衆の運命を形づくる上で人類がこれまで目撃した最大要因の一つとなるであろう。」一九一九年に、かかる認識に達した西欧の指導者達が實際に存したであろうか。資本主義諸國の大多数の政府指導者達は、革命の失敗という「一個の偶然」をこそ期待していた。彼らは干涉戦争をしかけこそすれ、ロシアの革命運動に平和的發展の道をたどらせようとはしなかつたので

説
ある。

論

第一次大戦中に始まったロシアへの軍事干渉は、対独講和の段階でなお続行されていた。連合国の政府が戦争中に表明したところに従えば、干渉は主として軍事的な理由によるものだった。ドイツとの休戦は、弁明の余地なき不当なこの干渉理由をさえ失わせていた。だが、資本主義諸国支配層は、なによりもボルシェヴィキ政権の崩壊を希求していた。干渉の大義名分のないことは彼らにとつて問題でなかつた。ボルシェヴィズムの掃滅は、現実に、資本主義列強の統一行動のための共通目標たりえた。戦争による旧来の価値体系の動揺あるいは崩壊の中で、諸国支配階級は革命運動がロシアに根を下ろすことを恐れ、革命のインパクトを恐れた。彼らは、ロシアに対するそれまでの巨額な投資から、ボルシェヴィキによる外債不払宣言に大いに憤り、またロシアが世界資本主義の環から脱することに不安を感じ、資本主義世界の損失をみた。かくて、資本主義列強の支配階級はロシアに平和を与えようとはしなかつたのである。ロシアの革命運動への対処が、資本主義列強全体にとつての重大問題であつた以上、ロシア問題がパリにおける諸決定に影響を及ぼしたのは当然であつた。ベイカーは書いている。「パリはモスコウを除いては理解されえない。パリに全然代表を出すことなしに、ボルシェヴィキとボルシェヴィズムは至る所で強力な構成分子であつた。ロシアはパリでロシアよりも重要な役を演じた！」と。

さて、ロシア革命によるツァーリズムの崩壊は、資本主義列強の権力拡張への欲求を刺激するものであつた。かくて、ボルシェヴィキ政権の打倒という目標は、外交政策の上で、権力の増大という目標と重複して現われる。そしてこのことは共産主義政権の打倒という資本主義列強の統一目標を頓挫させる重要な要因の一つとなる。権力政治の観点からすれば、権力は無限に拡張しようとすると考えられるから、権力の闘争場裡で、一つの権力の弱体化は他の権

力の拡張性を誘発せずにはおかない。ボルシェヴィキ革命は、ツァーリズムのもっていた膨張主義の内側からの崩壊であり、またそれはロシア軍勢力の崩壊をもたらしたと観取された。かくて、ヨーロッパ国家体系のみならず世界の勢力関係において、ロシア膨張主義の後退は、西方での英仏、東方での日米の進出を誘発していたのである。純粹に権力政策の観点からみれば、ロシアへの進出はロシアの抵抗力と干渉列強の攻撃力との均衡点まで可能であると考えられるのであり、また拡張のためのチャンスである一國の弱体化あるいは後退を拱手傍観することは、拡張政策をとろうとする者によつて、そこへ他の列強の進出を認めることとみなされるのであつた。一九一九年一月末、ソヴェト政府と連合國との話し合いが試みられようとしていた時、チャーチルは英仏米義勇軍によつても軍事干渉を続行すべきことをリッデルに示唆した。リッデルが、イギリスの世論はそれに同意しまいと述べたのに対し、彼は国民の考えの変わることに期待を寄せて、次のように語っている。「戦争は終つた。これは共通目標へ向けられていた共同の統一行動の時期が終つたことだと思ふ。統一行動は決して再現しないだろう。今やわれわれはすべて再度互いに闘争している。私は共に戦つてきた勇士等とともに國家を盛り立てたい。偉大な國民的成果の基礎の形成を彼らに求めたい。より大なるイギリスにするために彼らの一致団結を私は欲している」と。この言葉からも明らかのように、ボルシェヴィキ政権の打倒を共通目標に軍事干渉を行ないながら、資本主義列強は彼ら自身の間で新たに権力闘争を開始していたのである。

資本主義列強間の権力闘争はこれらの國の統一行動を強く制約せざるをえないが、ロシアに対する軍事干渉に関する限り、干渉政策の抑制にはもう一つ重要な要因が働いていた。それは干渉政策に対する民衆の側からの統制である。その具体的内容については後述するが、かかる統制が働いていたため、ボルシェヴィズムの脅威を等しく口にしながら

らも、列強の指導者達は、権力闘争における思惑や状況認識の違いから、対露政策あるいはボルシェヴィキ政権への対処方法について、基本的とはいえぬが、明らかに意見を異にしていた。彼らの意見を大別してみると、一方のグループは、安定の攪乱要因としてのボルシェヴィズムの絶滅に体制安定の方策を求めようとした。これに対し、他方のグループは、体制の安定を体制自体の内側からの強化によって確保しようとし、革命のインパクトに備えることを重視した、と特徴づけうるであろう。前のグループは、もっぱら力の政策を主張した政治家や軍人からなり、チャーチル、クレマンソーおよびフォッシェによって代表される。彼らは、ボルシェヴィキ政権とロシア人民の関係を殆ど問題にしないか、あるいはボルシェヴィキの統治を野蛮な支配関係と規定し、ボルシェヴィズムの拡大を、革命運動の波及としてよりも、赤軍による侵略として把握し、また「疫病」としての革命の阻止は、病家の清掃あるいは「防疫線」をはりめぐらすことによつてなされるべきだと主張した。ロイド・ジョージは数少ない後のグループに属した指導者の一人であった。彼らは、状況把握やソヴェト政府との和睦への接近方法における弾力性において、前者のグループの態度に対し顕著な相違を示した。パリ平和会議でなされた多くの決定の中で、対露政策の決定くらい、政策の一般目標において一致しながら、連合国の統一意見を導き出せなかつた決定はない。ボルシェヴィキ政権の崩壊を望みまたそのための政策を積極的に作成しようとしながら、連合国指導者達は平和会議の最終段階に至るまで、明確な政策の決定作成をなしていないでいた。政策の遂行のためには目標の定立とともに権力手段による裏づけが必要であった。あるいは目標と手段との衡量が必要であった。しかるに、連合国の指導者達の多くは、対露政策の決定作成において権力の諸与件や実行可能性を無視したメロドラマを演じようとしたのである。一定の目標に固執する場合に、固定された目標達成のための行動に移ることが急務とされて、政策立案に際し選択対象(alternatives)の提起がおろそかにさ

れざるをえない。ロシア問題についての決定作成で、指導者達は右のような状態にあった。ところで、ロイド・ジョージとウイルソンとは当初軍事干渉に反対した点でパリにおける特異な存在であった。殊に、前者は状況の正確な把握を求め、選択対象の提起によつて政策を決定しようとした例外的存在であった。以下、まずイギリスに対するロシア革命の影響に彼がどのように対処していたかから始めて、彼がいかなる観点からソヴェト政府との話し合い、あるいは交渉を押し進めようとしたかを、順次考察してみることとする。

さて、ロイド・ジョージは、帝国主義段階における資本主義国の内政改革に新機軸をもたらした政治家であった。ロシア革命への対応において、内政改革一般の必要性への理解は、ツァーリズムのような腐敗・墮落した体制に対する社会革命の必要を認める素地となる。彼は、チャーチルやカーゾンのようにツァーリズムの崩壊に不安を感じ、ボルシェヴィズムの平等主義に生理的嫌悪を感ずることがなかったであろう。かかる心理的余裕はまた、ボルシェヴィズムの《滲透》と《侵入》との区別がつかなくなるのである。「革命への恐怖」が強ければ強いほど、ボルシェヴィズムの当面の脅威が赤軍による侵略の脅威にあるのではないとの判断は容易になされたであろう。政治体制の安定にとつての当面の問題は、ロシア革命のインパクトにあり、革命の波及は国内に危険な爆発物が堆積していることを条件とすると認識されていたであろう。休戦後の状況を考えるに、兵士の叛乱や労働運動の昂揚等、従来の社会秩序の動揺を示す諸事件が勃発していた。従つて、ロイド・ジョージのような政治家といえども、イギリスのボルシェヴィキ化の危険が全くありえないと楽観視しえなかつたであろう。彼は、総選挙投票日前夜に行なつた演説で、労働党が極端な平和主義ボルシェヴィキの一派によつて引きずりまわされようとしていると述べている。「政府から労働党を引

っぱり出したのはこの一派だ。……何故か。彼らが実際に信じていることはボルシェヴィズムであつた。この連中は誰か。それはあの党の大立て者達である。彼らの一人二人を名指してみると——ラムゼー・マクドナルド氏、スノーデン氏そしてスミリー氏その他である。……労働党が勝つたことを想像してもみたまえ。政権につくや政府を動かすのはこれらのひとびとなのだ。これはまさにロシアで起つたことである」と。

このように、ロイド・ジョージは労働党の勢力拡大に対してさえ、革命への危険のあることを吹いている。旧秩序に対する反抗の風潮の一般化と、新しい社会秩序への展望の開けなかつた当時の情勢からも、「近代の煽動政治家のはしり」といわれる彼がこのような煽動を行なつたのは当然であろう。しかし、彼はイギリスでの社会主義革命の勃発を現実の問題として考えていたであろうか。労働党とボルシェヴィキとの結びつきを喧伝した右の演説の数日前に、彼のブレインとの談合で、たまたま共産主義者の議員候補が話題にのぼつた際、「私は彼らの幾人かが下院に現われるのはよいと思う。議会が彼らの意見開陳の場になる。彼らは議会の外にいるより、中にいる方がよい」と彼は語つてゐる。この言葉に窺いうるどころの自信の方が、当時の彼の実際の心を伝えているように思われる。当時の世界は、全体として、動揺と混乱の中にあつたが、戦勝国の場合には、戦勝それ自体が体制の安定にとつて重要な要因たりえた。それは、最小限、旧来の支配層の存立を保障するものであつた。全面戦争を遂行しえたということは、とりもなおさず、支配関係の維持に成功しえたことの証左にはかならなかつた。戦後政策の基本目標は、醸成された改革のムードの中で、戦争で疲弊し、弛緩した支配秩序を維持することであつた。ロイド・ジョージは、彼が手がけてきた政治体制における、改革の諸方策の弾力的採用の可能性に充分な信頼をよせていたといえよう。そして、国内政治の課題としての「改造」が革命に対処する道だとすれば、国外の革命運動に対処する道も、改造や復興との関連で構想されざる

をえない。イギリスの政治体制にとつても、ヨーロッパの国民国家体制にとつても、安定への道はそれら自体の強化に求められることとなるのであつた。

休戦後、ロイド・ジョージの対露政策が初めて明らかにされたのは、一九一八年一二月初めロンドンで開かれた連合国会議においてであつた。後年、彼は平和条約作成当時の情勢を回想して、西欧およびアメリカの住民の大多数がボルシェヴィズムの粉碎されるのを望んでいたであろうことは疑いえないが、誰もこの課題にとりかかる用意はしてなかつたと書いている。⁽⁸⁾既に考察したように、軍事行動一般を制約する国内の諸条件は強化されていたし、またロシアの反ボルシェヴィキ勢力に対する大規模な援助についても、国内の労働諸勢力からの反対運動が予想された。かかる情勢をとらえて、ロイド・ジョージはロシアとの和睦の可能性を探ることに連合国の探るべき道を見出そうとした。一九一八年末の時期に、和睦への道を探ろうとした者は、主要政府指導者の中ではウイルソンと彼のみであつたといえよう。連合国会議で、彼はロシアの革命派と反革命派いずれの側の代表をもパリに招請することを提案し、彼らの間の調停によつてロシアの政治的安定を図るという政策を提案したのであつた。バルフォアやカーゾンは平和會議にソヴェト・ロシアの代表の出席することに反対したし、またクレマンソーも両者の意見を強く支持して、戦争中に連合国間の協約を裏切つて単独講和を行なつたロシアに代表権を与えることには、全力を傾けて反対すると述べたのであつた。⁽⁹⁾これに対し、ロイド・ジョージは、ロシア問題について決定を下すほど機が熟してはいないと述べながらも、左にあげる理由からロシア代表の出席を主張した。第一に、ロシアが存在しないかのごとく手続きすることはできないこと。彼は、大戦がロシアから始まり、ロシアが他の連合国に劣らず戦争の惨禍を蒙っていること、そしてロシアがヨーロッパの三分の二ほどとアジアの大部分に相当することを指摘した。次に、ボルシェヴィキをどのように考え

ようと、彼らがロシアの人口の大多数に対する支配権を掌握しているように思われることである。このことは「事実、疑いなく不吉な事実である、がしかし好ましくない事実だからといってそれを否定することはできない」と彼は主張した。⁽¹⁰⁾彼はまたロシアに対し固定した態度を取ることに反対した。⁽¹¹⁾

右の発言からも、この問題でロイド・ジョージが事実の認容から出発して、弾力的な態度を採ろうとしていることは明らかである。彼はボルシェヴィズムを認めただけでもないし、また理解しようとしたわけでもない。しかし、ボルシェヴィキがロシアの権力を殆ど掌握していることは認められざるをえないと考えた、否、政策をたてるためにはこの事実を認めるべきなのであった。従つて、連合国を裏切つて戦線を離脱したという理由でロシア代表を除外することは、ロシアが国際政治で占めている比重の大きさからも、現実を無視した方策と考えられるのであった。ボルシェヴィキ政権の代表をも招請しようとする政策は、彼がロシア問題の早期解決を求めていたことの現われであり、また永続的平和にとつてこの問題がきわめて重要であることを認識していたことから出されたといえよう。一二月の連合国会議では、結局、アメリカ政府の意見の確認なしには、ロシア政策に関しかなる結論も出しえないということに同意するにとどまつた。⁽¹²⁾

連合国政府が干渉戦争の強化か和平への道を探るかについて決しえないでいたこの時に、ソヴェト政府は平和の回復と外交関係の正常化を中心に講和を提案した。⁽¹³⁾（一九一八年二月二十四日、リトヴ）この提案は当時訪英中のウイルソンとロイド・ジョージとの会談で取り上げられ、その際は、リトヴィノフ提案の真意を探るためにボルシェヴィキ政権とのより公式な交渉を進めることの可能性を示唆した。⁽¹⁴⁾ソヴェト政府の提案は、ロイド・ジョージにとつて、手詰り状態の対露政策を打開する好機であつた。それは彼が提示していた方針の推進を刺激したと考えられる。だが、ロシア問

題の決定作成で、厳密には、多くの政府指導者は選択を含む政策を検討していたのではない。彼らにとって、ボルシェヴィキ政権は事実上もその存在を認めらるべき政権でなく、交渉の対象とさるべきでなかつた。

二月三十一日、パリ平和会議を直前にして英帝国戦時内閣が開催され、そこで他の諸問題と共にロシア問題も論ぜられた。ロイド・ジョージの意見は二月初めの連合国会議において明らかであり、ロシア関係の正常化を彼は目標としていた。しかし、政府内部には対露干渉政策に「熱狂的で倦むことを知らぬ」二人の強力な主張者が存した。それはカーゾンとチャーチルであつた。⁽¹⁵⁾チャーチルは帝国戦時内閣の会議でも、五列強、あるいはアメリカが拒否するならば、残りの諸国による統一的な干渉を主張し、対ボルシェヴィキ交渉が満足すべき結果を生まぬことを暗示して、「われわれがロシア人に言うべきことは、彼らがついて来るならわれわれは助けるし、また彼らが拒むなら、われわれは事態を回復しまた民主的政府を樹立するために武力を行使するであろうということである」と述べた。彼の意見では、ロシアのボルシェヴィズムは人口の単なる一小部分を代表しているにすぎず、連合国の賛助の下で行なわれる総選挙によつて一掃されるがごとき勢力でしかないのであつた。また、彼はロシア問題に関する決定が緊急を要すると主張したのである。⁽¹⁶⁾これに答えて、ロイド・ジョージは、ロシア問題が他のいずれの問題よりも先に決定さるべき問題であることに同意し、また彼のロシア政策が確定することなく左右に動揺していることを認めた。そして、動揺の理由がロシアからの諸々の情報の間にもみられる絶対的矛盾にあり、またその故に確固とした事実関係についての認識が欠如しているにせよ、「ともかく政策を有しないこと以上に誤つたことではないのであり、誤つた仮定で断固として進んだ方が、連合国がこれまでしてきたような躊躇を続けるよりも良い」と述べた。⁽¹⁷⁾彼の仮定したことは何であつたか。彼はロシアに対する軍事干渉の不可能であることや非實際的なることを指摘している。その第一にあげた理由は、ド

イツが戦争中にロシアのほんの一部分しか占領できなかったことであり、また赤軍と連合軍干渉軍との兵力の差の大ききである。この事実を克服するためには大規模な動員を必要とする。しかし、新しい干渉軍の組織化はイギリスにかなる事態を招来せしめるか。それから予想される事態について彼は次のように述べている。「いかなるイギリス軍もこのためには徴兵なくして得られないのであり、またもし議会がそのために徴兵を認めたにしても、軍隊が行くかどうか疑問である。わが国の市民兵は自由のためならどこへでも行く用意があるが、ボルシェヴィズムの抑圧が自由のための戦いだと彼らが十分に信ずることなどありえない」と。そして、干渉軍組織化の困難に、彼は、干渉政策がロシア内部にロシア民衆の軍事的結集を招くだけであることをつけ加えたのである。

彼の考えた最善の方策は、ボルシェヴィズムそれ自体の内部崩壊を期待することであつた。もしチャーチルの主張するように、ボルシェヴィズムがロシア人の感情を現わしているものでないのなら、そうなる可能性も十分あるというわけである。ともかく、彼はいかなる軍事干渉の鼓舞をも拒絶する態度を明らかにし、またロシアのすべての勢力の代表をパリ平和会議に招請する彼の政策を承認・支持するよう閣僚達に要請した。閣僚達の間ではボルシェヴィキの「侵略」についてなお論ぜられたが、帝国戦時内閣は、ロシアに関するロイド・ジョージの一般政策を認めたのである。⁽¹⁹⁾

さて、対露政策の決定作成におけるロイド・ジョージの方針で、重要な点は、彼が仮定した事実あるいは事実関係にある。決定作成において、彼は、「背後に仮説を設けながら」ロシアをめぐる現実の状況に処していた。「不吉な事実」に關係する諸情報から、彼の判断によつて得られた一定の状況規定を、仮定のこととして提示することにより、彼は対ソ交渉を提案しえた。この場合、状況整理のための重要な基準になっているのは、人民の同意である。ロシアに對

する軍事干渉の不可能は、干渉政策に対する国民の支持の疑わしいこと、そしてロシア民衆のボルシェヴィキ政権支持を理由に仮定された。彼がことさら仮定として説いたことも、実際には、彼によつて政策作成の条件と考えられていたであろう。「イギリスの軍隊が行くかどうか」という疑問は、民衆が早期動員解除を求め、兵士の叛乱の発生してゐたことを考えれば、当然出される疑問であつた。人民の支持を問題にすればするほど、彼の仮説は現実にもそのよう進行する諸関係と考えられざるをえないのであつた。干渉主義者、チャーチルも事実を全く無視しようとしたわけではない。だが、軍事干渉の生む効果、内政に与える影響、そしてロシアの状況等についての二人の認識には大きな隔りがあつた。後述するようにこの隔りは平和会議中により明確なものとなつてゆくのである。

一九一九年一月三日、イギリス政府はロシア政策についての連合国の決定を求めた。すなわち、イギリス政府は、平和会議における連合国の当初の課題の一つが、ロシアに平和をもたらし、戦闘している諸勢力を和睦させるべく努めることにあるとし、またロシア国内の戦闘停止を条件に、連合国政府が革命・反革命両派代表とパリで「恒久的取り決めの条件」について討議する用意がある旨を両派に伝えることを提案した。⁽²⁹⁾ この提案は対露干渉に最も積極的であつたフランス支配層の間に激しい抗議の声を湧き立たせた。フランス外相ピションは、イギリス案はそれまで連合国が失うのを惜んできたものの悉くを完全に廃棄しようとするものであると非難し、また「フランス政府は……：……：犯罪人と相談しはしないであろう」と述べた。⁽³¹⁾ フランス政府は、会議へのロシア代表として、パリ滞在中の反革命派——「ロシアにおける健全で、誠実で、正直な要素」(ピションの言葉)——を考慮したのである。⁽³²⁾ このような考えに、ロイド・ジョージは強硬な反論を加えている。一月二二日の十人会議で彼は次のように述べた。ロシアの「農民は、フランス革命の際に農民達が受け入れたと同じ理由で、ボルシェヴィズムを受け入れている。すなわち、ボルシェヴィズ

ムは彼らに土地を与えている。ボルシェヴィストは事実上の (de facto) 政府である。……われわれはドン (Don) 政府、アルハンゲル (Archangel) 政府、オムスク (Omsk) 政府を、それらのどれもが良くはないけれども、承認しているが、ボルシェヴィストの承認を拒んでいる。……ボルシェヴィストがロシアを代表していないという事はありうる。しかし、代表していないというなら、ルヴォフ (Lvoff) 公もそうだし、善人ではあるがサヴィンコフ (Savin-koff) もそうである。」彼はこのように述べて事実上の政府という点では革命政權も反革命政權も同一であるとみなしたのみならず、ボルシェヴィキ政權に対する農民の支持という「事実」を認めることに躊躇しなかつた。そして、連合国がロシアの代表を選択するなどということは、連合国がそのために戦ってきたあらゆる原則に反するとまで述べたのであつた。⁽²³⁾ 次いで一月一六日の十人会議で、ロイド・ジョージは、「ロシアの各政府代表に、休戦を実現してパリで会合するよう求める」案をあらためて提出した。この案は、ロシアについての彼の状況規定を明らかにしていたと同時に、状況規定の基礎となつている評価基準を示すものであつた。彼はパリの決定作成者達が置かれている状況と、彼らの得ている情報を以下のごとく整理し説明している。(a)ロシアの状況に関する情報は多様かつ不確実である。従つて、決定作成者が正確な判断を下す状況に置かれていないことは明らかである。(b)ロシアは無政府的・饑餓の状態にある。これについては完全な同意がえられている。この極度に悪い状態の中で、いかなる党派が優勢になりつつあるかを知ることが不可能であるが、ボルシェヴィキ政權が崩壊するであろうという希望は確かに失われた。彼の得ている情報では、ボルシェヴィズムは数カ月前よりも強力になつてゐる。農民は、反革命派の勝利が旧体制を復活し、革命によつて彼らにもたらされた土地をまた彼らから奪うことを恐れている。(c)ウクライナの反革命勢力は、連合国諸政府で考えられているほどボルシェヴィズムに対抗しうる勢力ではない。⁽²⁴⁾

もともと、革命状況の把握において、ロイド・ジョージは革命の動向の予測困難性を前提としていた。⁽²⁵⁾ 従って、この段階で彼が、ボルシェヴィキ政権の内部的崩壊についての希望は失われたと観察したことは、ロシアにおける革命の動乱が終りつつあるとみてとっていたことを意味する。多様かつ不確実な情報の中から、彼はボルシェヴィキの勝利がもはや揺がないものと考え、この考えを前提として政策の立案を急いだと考えられる。状況の規定が「多様かつ不確実な情報」に依拠するものである以上、情報の選択によってはロイド・ジョージと全く別の状況規定がなされたことはいうまでもない。例えば参謀総長ウイルソンは、丁度この時期に、ロシアにいる英軍からの情報をもとにロシアへの勢力拡張に熱意を示している。⁽²⁶⁾ だが、軍事力によつてボルシェヴィズムの粉砕を図ることは、ロイド・ジョージからみれば、「単純な考え」でありまた「狂気のさた」でしかないのであった。決定作成に際し必要なのは、ボルシェヴィズムの殲滅を叫ぶことよりも、現に戦争状態にある彼我の勢力関係について合理的に計算することであつた。彼は対露政策について考えられる三つの選択対象を提示し、これに検討を加えている。

(i) ボルシェヴィズムはドイツ軍国主義がそうであつたと同様に、文明に対する危険な運動であり、それ故粉砕されねばならぬものであるが、この政策の実行者を見出すことはできない。連合諸国はロシアへ百万の軍隊を派遣しうるか。現にロシアへ派遣されている軍隊内部に厭戦気分が生じている。「武力によるロシアの平定は、私もイギリスが企図するように導く気のない課題であり、いかなる他の列強がそれを企てようとするか疑わしい。」このように述べて、ロイド・ジョージは干渉政策の実行可能性の少ないことを指摘して、第一の選択対象を否定する。

(ii) 「防疫線」(cordon sanitaire) 政策として知られる隔離政策。ロイド・ジョージは、この包囲政策が飢饉に苦しんでいるロシアの一般住民を死に追いやるものと考え、それを支持しえないとする。そして、次の疑問をなげかける。

かかる包圍政策の継続はボルシェヴィキの転覆を導くと考えられるかもしれないが、ロシア内部において誰がボルシェヴィキを打倒しうるのであろう、と。彼は率直に、ロシアの反革命諸派にかけうる望みは少ないと指摘する。

(iii) 残されている唯一の道は、彼が提案してきた、ロシアの「諸政府」間の休戦の後にそれらの諸政府代表をパリへ招請する案である。

右の状況分析と提案に彼は次の言葉を続けている。「平和会議の終幕に当たって、ヨーロッパとアジアの半分が依然として焰の中にあるとするなら、われわれはよりよき世界を建設したと慶賀し合いながらパリを去るわけにゆかなくなる」と。また、ボルシェヴィキ代表が招請されれば、彼らはイギリスやフランスの国民を「改宗」させようとするだろうというフランス代表の主張に対しては、「これらの国がボルシェヴィキ化されることがあつたとしても、それは僅かばかりのロシア使節の訪問の結果ではあるまい」と述べて、彼らの言う脅威を一笑に付したのである。⁽²⁷⁾彼の状況把握が、他の代表達に比して、きわめて現実主義的であつたことは明らかである。

さて、ロイド・ジョージの提示した三つの選択対象について検討してみるに、われわれは次の諸点を指摘しうるであろう。第一に、彼がロシアの諸勢力代表招請案になんらかの成果を期待していたとしたら、そこには革命・反革命両派の間に休戦についての合意の成立の可能性が仮定されていなければならぬ。ところが、平和会議における審議の全過程からみれば、結果として彼の態度は曖昧なものだつたということになる。このことから、招請案を出した場合にも、彼はただボルシェヴィキの主張を聞くために彼の招請案を出したともみられている。だが、彼がなんらかの實際的效果を狙っていたことは疑いえないであろう。これを消極的な面から検討してみると、第二に、彼は、ボルシェヴィズムは近隣諸国への「侵略」を停止しても内部からの崩壊を起しはしない、と仮定していたことをあげうる。⁽²⁸⁾封

じ込めによる崩壊の可能性のないことは彼の表明しているところであり、また彼がボルシェヴィキ政権を事実上の政府として認めることにやぶさかでなかったことはこのような観察に見合っている。この仮定に立つと、ロシアにおけるボルシェヴィズムの勢威を認めねばならないが、実際に彼はロシアからの情報の不完全さを指摘しつつも、干渉主張者の觀察とは逆に、ボルシェヴィキは腐敗・墮落したロシア支配階級の打倒によって、ロシア農民の支持を獲得している勢力だと判断していた。第三に、対露政策の決定において最も重要な要因となるものであるが、干渉政策あるいは隔離政策をとるにせよ、連合国はその遂行に充分な軍隊を徵募あるいは派遣しえないと考えていたこと。パリでロイド・ジョージほど干渉軍組織化の困難、あるいは干渉に対する民衆の反抗を問題にした政治家はいなかった。軍事干渉が困難であるという判断は、一つは国内情勢の不安から、もう一つはロシアの情勢が連合国にとつて不利であるということから導き出されている。休戦以来の、軍隊内部で発生した混乱、労働争議の激化、アイルランドの不穏な情勢、これらは大規模な戦争の組織化を不可能視させるに充分な要因であった。そして、彼は、民衆が戦争のための勇ましい言葉よりも低家賃の住宅や高賃金の方を求めていることを充分知っていた。民衆の側にかかる状態はイギリスだけのものではなかった。フランスの主張する干渉政策は、連合国とロシアとの戦争を意味したが、フランス自身が派兵の意志をもっていないのであった。おしなべて諸政府の代表は自国軍の派兵に否定的であった。ロイド・ジョージはどこの国がどれだけの軍隊を派遣しようというのかと色々の機会をとらえて問いただしている。また、赤軍の力についても、赤軍は八〇万ないし九〇万の兵を擁し、かつその規律は回復されているというイギリス陸軍省の報告書にもられた情報を彼は会議で明らかにした。この情報から判断すると、白露軍の当時の状態——一月の段階で、彼は白露軍に期待しうるところは少ないとみていた——からも、軍事干渉が成果をあげうるとは考ええなくなるのであった。

確に、フランス代表の出席する十人会議においては、ロイド・ジョージはボルシェヴィキとの「交渉」の實際的価値を明らかにしようとはしなかつた。しかし、ボルシェヴィキとの接触には「交渉」への道が想定され、また戦前に資本主義諸国がロシアで保持していた諸權益を認めることに對する、ボルシェヴィキ政權の讓歩が仮定されていたのである。このことは、一月末、アメリカの駐英大使館付特別補佐官バクラー(Buckler, W. H.)に示されたフィリップ・カーの情報に照らして明らかである。バクラーが、外國權益その他についてソヴェト側に讓歩する意向があるというリトヴィノフから得た情報を伝えた時、カーはイギリス政府の意向を次のように伝えたのである。(一)イギリスはできるだけ早くアルハンゲルから軍隊を撤退させようとしており、五月一日頃には軍隊を引き揚げてしまふ意向であること。(二)イギリスはプリンキポ(Printipo)島あるいはその他の所で、たとえボルシェヴィキ以外のロシア代表が平和會議への招請案を受け入れなかつたとしても、ソヴェト代表と会う準備のあること。(三)イギリスはプリンキポ會議の主要目的が、ロシアの内戦の中止と、この目的のために全ロシア會議といったものへ代表を送るよう各ロシア政府に勧誘することにあると考へていること。(四)カーによつて示されたこの方針は、イギリス政府がボルシェヴィキ代表との單なる接觸以上のものを求めようとしていたことを暗示している。外交的策略の問題を別として、当時ロイド・ジョージはまず休戦を求めていたといえよう。

ロイド・ジョージが對露交渉の開始にいかに熱心であつても、フランス代表、さらにはチャーチルやイギリス軍首脳が軍事干渉の強化に積極的であつた以上、「交渉」はもとより、單なる話し合いの案すらなかなか承認されなかつた。消極的理由から和睦交渉への接近が試みられていた以上、招請案の成立はロイド・ジョージの状況認識が他の代表達によつても共有されることを前提としていた。この場合、提案の成立に働いた最も大きな力はウイルソン大統領の支持

であつた。一月一六日の会議で、ウイルソンは、ロイド・ジョージの明らかにしたロシアについての情報は、アメリカ政府の得ている情報と付合すると述べ、さらに干渉を制約する國際的・国内的条件について次のように述べた。「ボルシェヴィズムの背後には、一般の厭惡をもよおさしめるような獸的な面と共に、共感を呼ぶ力が潜んでいる。全世界を通じて、経済および政治の両領域で世界に支配力を及ぼしている大特権層に対する叛逆の感情が存している。この支配を是正する道は、思うに、たえざる討論とゆつたりとした過程での改革である。だが殆どの人は遅延に我慢できなくなつてしまつた。」⁽²³⁾ ここには、ボルシェヴィズムの挑戦に対して連合指導者は民衆の希望を満たすような理念でもつて防戦せねばならぬという考えが表わされている。⁽³³⁾ ウイルソンも、ロイド・ジョージ同様、軍事干渉がボルシェヴィズムの「社会的危険」に対処する良策であるかを疑つた。また、ボルシェヴィキはロシアの腐敗した社会体制の改革によつてロシア民衆の支持を得ていることを彼も認めた。従つてまた、干渉政策の逆効果も一応認識されていた。⁽³⁴⁾

ウイルソンは状況認識の多くの点でロイド・ジョージと同一の結論に達していただけではない。彼はボルシェヴィキ政権の側から交渉相手として期待されただけでなく、彼の側から非公式の使節（＝バクラー）を派遣してボルシェヴィキの態度に探りを入れている。一月二一日の十人会議で、彼はバクラーとリトヴィノフとの間で行なわれた内密の交渉の結果を明らかにした。バクラーの報告書は、ソヴェト政府は平和を望んでいること、国内の外国企業保護、ロシアにおける新たな利権の容認、およびロシアの債務を含むあらゆる点で譲歩する準備のあることを、リトヴィノフの確約として明らかにしていた。⁽³⁵⁾ ウイルソンはロシア代表招請案を積極的に提唱した。理由にならない理由で干渉を拡大させようとしていた干渉主義者達は、招請案に積極的に反論すべきなんらの根拠も見出せなかつた。かくて、ロシア代表招請案は、ロシア諸勢力代表と連合国の代表とが「協定成立の基礎となるプログラムの作成を試みる」た

めに、パリ以外の場所で会合するという内容でもって承認された。³⁶ その草案はウイルソンによつて作成され、そして一月二二日の会議で、マルマラ海のプリンキポ島へ、二月一五日までに代表を送るべきことを訴えた招請状が採択された。³⁷

プリンキポ案はボルシェヴィキ政権の応諾を得ながら反革命派主要政権の拒絶で結局失敗に終つた。³⁸ だが、以上の考察から、ロイド・ジョージが「ロシア」との和睦を求め、またボルシェヴィキとの「交渉」をも辞さない態度に出たことは明らかであろう。プリンキポ会議案そのものは、最終案では、ボルシェヴィキとの「交渉」を否定し、ロシアの全代表を一カ所に集めるという単なる「試み」と化したのであるから、十人会議で提案が採択された時、それはその実際の意義を殆ど失つていた。従つて、その提案に和睦に仮定された条件が明らかにされているとはいえない。また、現在のところまだ、それを明らかにするような資料は明らかにされていない。しかし、和睦が仮定されていた以上、ロイド・ジョージが実際の解決の案を全然持つていなかったとは考えられない。カーがアメリカ側に提示した休戦の諸条件は、ロイド・ジョージなどが、ボルシェヴィキ代表との話し合いでなにを得ようとしていたかをおよそ明らかにしている。

プリンキポ会議案が行き詰まつた際、アメリカはロシアの情勢を正確に把握するため、代表部の情報専門家ブリット (Bullitt, W.) をロシアに派遣することに決した。³⁹ 英米代表部間には秘密が実際上存しなかつたので、ブリットはロシアへの出発をカーに伝え、ロシアとの講和に関するイギリスの方針についてロイド・ジョージとバルフォアの指示を求めた。これについて、ブリットはカーから二月二一日付の私信を受け取つた。カーはこの手紙の中で、ソヴェト・ロシアとの正常な関係を回復するための諸条件をあげた。ただし、それらの諸条件は、公式的なものでなく、彼自身

の意見を示唆するものであると付け加えている。しかし、この点についてブリットは、カーが彼にロイド・ジョージおよびバルフォアとその全問題について討議したと既に述べていたと証言している。⁽⁴⁰⁾ カーの書簡の内容は左のごときものである。

- (1) 全戦線にわたっての戦闘行為の中止。
- (2) すべての事実上の政府は現に占領している領土について完全な支配権を保持すること。
- (3) ソヴェト・ロシアと海との間の輸送に必要な鉄道および港は、ヨーロッパの他の地にある国際鉄道および港と同様な規則に従うべきこと。
- (4) 連合国民は、彼らが政治に介入しない場合、ソヴェト・ロシアに入国し、その事業に取り掛かりうるような、入国の自由権および完全な保障を与えらるべきこと。
- (5) 双方の側における、すべての政治犯に対する特赦、連合国と共に闘ったすべてのロシア人への完全な自由。
- (6) 貿易関係は次の条件においてソヴェト・ロシアと外国との間に回復されるべきこと。すなわち、ソヴェト・ロシアの主権が尊重され、他方連合国の供給品はロシア国民のすべての諸階級に平等な条件で使用されるように保障されねばならぬ。
- (7) 連合国からのロシアの借款に関連した他のすべての問題は、講和達成の後別箇に審議されるべきこと。
- (8) 定められる数以上のロシア軍が解除され、余分な武器の引き渡さないし破壊の行なわれると同時に、連合国軍はすべて撤退すべきこと。⁽⁴¹⁾

カーのあげたこれら諸条件のうち、最も本質的な条件は、(1)と(2)であろう。冬季戦における連合国干渉軍の後退、軍隊の士気の低下、白露軍の期待以下の活動等から考えて、戦線の固定は連合国の望むところであった。第二番目の条件は、ボルシェヴィキ政権の支配権を認めると同時に、連合国の支援する、もはや正統的でない反革命派の支配権をボルシェヴィキに認めさせるものだった。彼らの支配権の存続は、対ソ包囲政策、さらには軍事干渉の足がかりをロシア内部に保持することへの期待を、連合国に抱かせうるものであったといえよう。休戦の条件が「現状の凍結」であったが故に、凍結がゆるんだ時、連合国の政策は本来の目標に向けられるのであった。その運動は、一人や二人

の政治指導者の現実主義的な、場当たり的な行動を押し流してしまふのであった。

- (1) Lloyd George, War Memoirs, V, 2528.
- (2) イギリスは、ロシア革命によつて、対露投資一億ポンド以上を喪失した。原田三郎『イギリス資本主義の研究』一〇七頁。ケイネスの算定によれば、連合諸国に対するロシアの債務は七億六千六百万ポンドにのぼる。Keynes, 'The Economic Consequences of the Peace', p. 254.
- (3) Baker, II, 64.
- (4) Riddell's Intimate Diary, p. 15.
- (5) ロイド・ジョージは、休戦の前後に、ドイツ皇帝の裁判を主張した。ドイツ皇帝の裁判は、ヨーロッパの君主制全体の威信を低下せぬとは保証しえぬのであった。かかる手段に訴えることは、君主制に愛着を感じるものよくなしうるところでなかつたであらう。
- (6) C. L. Mowat, Britain between the Wars 1918-1945 (1956), p. 6. チャーチルは、一九一八年総選挙の演説(本稿、第二章第一節に引用)で、「ジョン・マクリーン」を叫ぶ聴衆に、彼の声を消されながら、政治理念の勝利を謳歌して、「私はデモクラシーについて話しているのであって、ホルシェウイズムについて述べているのではない。諸君はジョン・マクリーンについて話している。もしこの国がジョン・マクリーンの輩で満ちていたら、われわれはフン族によつて征服されていただろう」と述べている。
- (7) Riddell's Intimate Diary, p. 4. 労働者階級との間に距離を置き、彼らの運動に抑圧や弾圧で抗しようとするのは、ロイド・ジョージの方法ではない。懐柔こそ彼の政治指導を特徴づけるものである。それが巧妙なるが故に、革命に目標を置く社会主義者は彼をベテラン師として非難することとなる。(レーニンのいう「ロイド・ジョージ主義」)。例えば、大戦中に彼は、労働争議の増大に直面した際、労働者に次のように吹きこんでいる。「諸君、私は君らの誰しもと同様に熱心な社会主義者であつて、戦争がすんだ時こそ、君らの中へ戻らなかつた」。W. Gallacher, Revolt on the Clyde (new ed. 1949), p. 155.
- (8) Lloyd George, I, 319.
- (9) Ibid., 320.

- (10) Ibid., 321.
- (11) Ibid., 322.
- (12) Ibid., 323.
- (13) この電報で、リトヴィノフは、ウイルソンの諸原則の多くと、ロシアの労働者や農民の要望が合致していることを伝え、ソヴェトの主要目的が、ロシアの大多数労働者の経済的自由の獲得にあると唱えた。連合国の侵入によって、ソヴェトはその意に反してロシアを軍事化することを強いられているのであり、所謂「赤の恐怖」は、原因ではないにしても、連合国の干渉の直接的な結果であり、所産である、と説いた。リトヴィノフは、連合国政治指導者には二つの道が開かれておりと指摘する。第一の道は、公然あるいは偽装された形の干渉の継続である。これは、戦争の長期化、激昂した大衆によるロシア・ブルジョアジーの全面的な根絶、軍事的独裁への不可避的な移行等をもたらす。第二の道は、ソヴェト・ロシアに対する一方的な非難を公正に熟考・調査して、「ソヴェト政府との協調をはかり、外国軍隊をロシア領土から撤退させ、経済封鎖を中止して」食糧と原料不足に悩んでいるすべての国家の利益となるように、ロシア自身の供給源を得るよう援助し、技術的な援助を与えることである。最後に、彼はウイルソンの「正義感と公平な判断」に訴え、いかなる行動をとるかを決する前に、「他方の側もきかざるべきなり」の要求に公正な判断を下すよう望んだ。J. Degras, *Soviet Documents on Foreign Policy* (1951), I, 129-32. なお、この電報を契機に始まった「連合国とソヴェト・ロシアとの外交折衝については、次の論文参照。細谷千博「ヴェルサイユ平和会議とロシア問題」(一橋大学、法学研究)。
- (14) Lloyd George, I, 189.
- (15) Ibid., 324.
- (16) Ibid., 325-26.
- (17) Ibid., 326-27.
- (18) Ibid., 327-28.
- (19) Ibid., 330.
- (20) *FR, Russia* 1919, 2-3.
- (21) ユニテリア 一九一九年一月一日。Noble, *Policies and Opinions at Paris 1919*, p. 275.
- (22) Ibid.

- (23) FR, Russia 1919, 5. 一月二日、ウイルソン將軍は、ロシア問題についてロイド・ジョージと話し合った。ロイド・ジョージはボルシェヴィズムの打倒に反対であり、ドイツにいるロシアの捕虜を武装させようとするウイルソン將軍の案に対してもよい返事をしなかった。「ボルシェヴィズムとのこの暗黙の折り合いは危険なことだ」と、ウイルソンは日記に書いている。 Callwell, Sir Henry Wilson, Vol. II, p. 163.
- (24) FR, Russia 1919, 11.
- (25) Cf. Lloyd George, War Memoirs, V, 2528.
- (26) Callwell, op. cit., pp. 165, 167. ウイルソン將軍は、一月二〇日の日記に、その日の朝、ロシア戦線の英軍指揮官から、「優秀な」情報を受け取ったが、ロイド・ジョージはそれを「極秘」扱いにしてしまった、と不満をもらしている。そして、「ロイド・ジョージがかくも馬鹿だとは理解できない」と書いている。p. 165. 本節の始めに引用したチャーチルの言葉も、このような状況の下で述べられたものである。
- (27) FR, Russia 1919, 11-3; FR, Paris III, 582-83; 589-91. 両方にのっているロイド・ジョージの発言の文言は少々異なっている。後者の方に記載されている、彼の発言の最後のところは、次のような興味ある文句になっている。「もしイギリスがボルシェヴィキ化されたとしても、それは僅かばかりのボルシェヴィキ代表のイギリス訪問を許したことによるものではなからう。他方、ボルシェヴィキに対する軍事行動が開始されたら、それによってイギリスはボルシェヴィキ化されるだろうし、ロンドンにソヴェトができることにならう。訓練されたデモクラシーはボルシェヴィズムを拒絶すると信ずるに足るものがあると思う。」III, 591.
- (28) 現代的用語でいえば、「封じ込め」によって、その内部崩壊を待つという意見は、当時いろいろの人によって述べられている。帝國戦時内閣で、リーディング卿は、ボルシェヴィズムは、もともと国際主義の形態をとるから、封じ込めれば消滅すると述べている。[Lloyd George, I, 348. フランスやイタリア政府代表も、白露軍を援助し、ボルシェヴィキ政権との話し合いを拒絶してゆけばそれは自壊するという考えであった。
- (29) 軍隊内部で発生した混乱については既に述べたので、ここでは労働不安について指摘する。一九一九年一月には、クライド河畔とベルファーストで、労働時間の問題から重大な産業紛争が惹起された。これはゼネスト宣言にまで発展し、クライドの争議を抑えるため、政府は軍隊の大規模な出動を命ぜねばならなかった。争議は、石炭業へ進展し、一月中旬に始まった坑夫達の闘争は、他産業労働組合の支持を得て、二月末まで続けられたのである。もし兵士達の不穏な動きと同時に、「労働者の大きな騒動が起ったならば、兵士の間で紛争が起る機会、更には革命的騒乱すら起りかねない機会が、著しく増大せしめられたであろうことは明らか

「ロイド・ジョージ」は著者の著書「ロイド・ジョージのイギリス労働運動史 III」二一〇—二一四頁。

- (30) FR, Paris 1919, III, 651; Lloyd George, I, 349.
- (31) FR, Russia 1919, 38.
- (32) Ibid., 13-4.
- (33) ウィルソンの諸原則は、その出発点から、戦争目的政治で、ヨーロッパの大衆の中へ浸潤しつつあったレーニンのテーゼに対抗するものである。 Cf. Mayer, Political Origins of the New Diplomacy, p. 9.
- (34) Cf. FR, Paris 1919, III, 471, 584, 648-49.
- (35) FR, Russia 1919, 15-8.
- (36) Ibid., 19-25.
- (37) Ibid., 30-1.
- (38) 招請状そのものが、フランス政府の妨害で送られなかったし、ロイド・ジョージとウィルソンを別として、連合国の主要指導者達は、ヘルシエヴィキが招請を拒むことを期待してゐた。 W. P. and Zelda K. Coates, A History of Anglo-Soviet Relations (1943), xiii-xiv. 細谷、前掲論文、八二—三頁。
- (39) この間の事情については、細谷、前掲論文、九四—八頁参照。
- (40) W. C. Bullitt, The Bullitt Mission to Russia (1920), pp. 36-7.
- (41) Ibid., p. 37.

第二節 人民外交と干渉政策

「プリンキポ案」が失敗に終つた場合にも、イギリス政府さらには連合国諸政府には、ボルシェヴィキ政権のみとの交渉という道が残されていた。ここで再度、イギリス政府の対露政策における混乱が惹起されるのであった。ロシア代表招請案の推進者であつたロイド・ジョージは、一九一九年二月八日から一月ほどの間、激発していた労働争議収拾

のため帰英した。彼に代わつて、パリでロシア問題の処理に当たつたのは干涉派のチャーチルであつた。前者が軍事干涉反対の態度をひるがえさぬ限り、イギリスの政策が矛盾を露呈させることになるのは明らかであつた。

二月二二日、下院での演説で、ロイド・ジョージはロシア問題について概略次のように述べている。まず第一に強調されたことは、政府がボルシェヴィキ政権の「承認」を進めるようないかなる提案もしなかつたということであつた。ロイド・ジョージはボルシェヴィキ支配の恐怖について述べた後、ロシア問題解決の重要性を次のように指摘した。

「すべての議員ならびにイギリスの国民に銘記してもらいたい第一のことは、ロシアに平和なくして、平和会議が散会して『世界平和がなしとげられました』と言つたところで、実際には達成されてないのだから、むだであるということです」と。次いで、彼はこの問題に対処する方法を提示した。第一が干涉、次が反革命に対する諸列強の支援、そして第三の案は「火を燃えきらせる」という、彼自身の目からみても、野蛮な政策であつた。この時にも彼は平和會議その他で述べてきた理由をあげてこれら三つの方法の実行可能性を疑問とした。また、ロシアを自壊させる政策とは違つたなものかを政府が試みているのではないかという質疑に対しては、ロシアの復興をなしうるひとびとと調整を図ることが可能かどうかを知るために、彼らを招請する実験を試みようと考えた、ときわめて曖昧な答を彼はした。彼はボルシェヴィキ政権承認の考への全然ないことを繰り返しながらも、演説を終えるに当たつて、「干涉の脅威はロシアの中道諸派までボルシェヴィズムの手中へと追いやりつつある」と付け加えざるをえないのであつた。この段階でも、彼は干涉に対しまだ消極的であつた。

他方、パリのチャーチルは、二月一四日の十人会議で、先のロイド・ジョージ提案が失敗した場合にそれに代わる案を、ロイド・ジョージ自身が持ち合わせていないことを示唆した。次いでチャーチルは、指導者の直面している条件や

対露干渉の目的を国民の前に明らかにしなければ、出征兵士の家族の不満を收拾しえないと述べた。ロシア戦線における連合国軍の条件の悪化、そしてかかる不満足な状態收拾のめどの不明確さをあげて、彼はボルシェヴィキ政權に対し連合国が確固たる政策を即時立案することを求めたのであつた。⁽⁵⁾しかし、軍事干渉やボルシェヴィズムの殲滅を望んでいた代表達といえども、彼らの明確な政策を提示しえないのであつた。チャーチルの提案に対し、クレマンソーは、かかる重要問題の決定を短期間の、しかも突然の会合ではなしえないと述べた。また、この日パリを出発して帰米することになつていたウイルソンは、彼の留守中に干渉派が策動することを警戒して、次の点を明確にし、干渉政策を進めようとするに釘をさした。第一に、連合諸国の軍隊はためにならぬようにして、連合諸国はその軍隊をロシア領から撤退させるべきである。第二に、プリンキポ会談に連合諸国が期待していたことは、ラフロシニヤンボルシェヴィキとの和睦ではなくて、適確な情報の取得であること。従つて、ボルシェヴィキ以外のロシア代表がプリンキポへ来ないからといつて、連合国が「マホメットをまねて出かけて」悪いということはない。ウイルソンはこのような見解に反論して、チャーチルは、ロシアにいる連合国軍隊の完全な撤退はロシアのすべての「非ボルシェヴィキ軍隊」の潰滅をもたらすと主張した。この考えを批判して、ウイルソンは、「連合国の現に駐留する勢力はボルシェヴィキを阻止しえないし、また連合国のどの一国といえどもその軍隊を強化する準備はない」と述べたのであつた。⁽⁶⁾

このように、プリンキポ案の失敗を契機とした、対露政策の再検討は、干渉政策に対する連合国内部の意見の対立を明らかにしただけであつた。チャーチルも徴兵軍をそれまで以上に派遣することの不可能なことを認めなかつたわけでない。だが、彼は軍事干渉を断念することなく、志願兵、技術専門家、武器、弾薬、タンク、飛行機等の提供に

よる反ボルシェヴィキ勢力の援助を示唆した。そして、チャーチルは最後の問題を提起した。もしもプリンキポ会議が失敗に終わったことが明らかとなった場合、十人会議はロシアにおける反ボルシェヴィキ軍を組織するかどうかと。ウイルソンはこの問に対する明確な意見の表明を躊躇し、彼自身の意見を明らかにしなかつた。

チャーチルが対露政策の早急な決定を求めたのは、ロシアにおける軍事情勢がおもわしくなく、また従来の政策の継続ではロシアの反ボルシェヴィキ勢力の勢威を皆無にしてしまうという心配からであつた。彼は二月一五日の十人会議で動議を提出した。その中で、ロイド・ジョージの提案から出たプリンキポ会議計画の意義を、「どのような会議がもたれるかとか、あるいは交戦中の各ロシア軍代表が共通のテーブルを囲んで会合するとかはプリンキポ案にとつて重要ではない。しかし緊急を要することは戦闘が中止されること、直ちに中止されることである」と述べた。⁽⁸⁾ 押され気味の軍事情勢下での休戦ということを計算に入れて、彼は次の提案をした。すなわち、二月一五日より十日以内に全戦線にわたりボルシェヴィキは戦闘を中止し、反革命軍の前哨線から少なくとも五マイル以上の地点まで撤退すること。この行動に移らなければ、プリンキポ会議案の効力は消滅したものとみなされる。この提案が、休戦を口実にボルシェヴィキとの交渉の間に、反革命軍や連合国軍の再組織のための時を稼ぐことを目的としていたことは明らかである。チャーチルは、右の提案と同時に、休戦実現の不可能を見越して、「ロシア問題連合国協議会」(Allied Council for Russian Affairs)の設立を提案していたのである。彼は協議会設立の意義を、「この方法で政策の継続、目的の統一と統制がえられること」に求めている。⁽¹⁰⁾ この提案はフランスとイタリア両国代表の強い支持を受けた。協議会の設立によって、干渉主義者達はそれまでの連合国の政策の不統一、政策の首尾一貫性の欠如を克服して、干渉のための軍事的連携を強化しようとしたのである。

チャーチルによる「ロシア協議会」設置提案はロイド・ジョージを大いに驚かせた。「チャーチルは戦争を行なおうとしている。そんなことをしたら革命になってしまう！国民はそれを許しはしまい」と、一六日に彼は語っている⁽¹¹⁾。彼は、国内の労働不安収拾のために、平和会議の途中で、帰国していたのであった。民衆からの反応を恐れる彼が、かかる状況の下で、大規模な干渉の組織化を支持しうるはずがなかった。彼は直ちにチャーチル宛の電報を送った。「ボルシェヴィキに対する戦争を計画しているとの貴下の第二電に大変驚く、内閣はかかる提案をする権限を与えたことはなく、ロシアの反ボルシェヴィキ地域の軍隊にその地歩を確保できるように必要な装備を供給することと平和的解決へのあらゆる努力が失敗した場合にのみこれらのロシア軍隊に物質的援助を与える最善の方法につき軍事的調査をするというのがすべてでそれ以上のことは決して企てられなかつた⁽¹²⁾」と。このように、チャーチル案が内閣で決定された基本政策から離れていることを指摘したのに続けて、ロイド・ジョージは、干渉がボルシェヴィズムを強化するとの情報の入手、対露戦争のごときは破産とボルシェヴィズムへ通ずる道であること、そしてフランスの意見は大多数の小投資家によつてかなり偏つたものになっていること等を伝え、チャーチルの注意をうながした。そして最後に、イギリスにおける労働不安が重大な局面にあることを留意するよう要請した。「貴下が対ボルシェヴィキ戦争を準備すべくパリへ行つたと知れたら想像しうる以上に組織労働者を激昂させるだろうし、それより悪いのは、それが今はボルシェヴィキの方法を嫌つている大多数の思慮あるひとびとを過激派の手に委ねるかも知れぬことであろう⁽¹³⁾」彼はこの電報をバルフォアにみせることを求めた。また、この電報のコピーは、ロイド・ジョージの指示に従つて、カーを通じてアメリカ代表ハウスにも示されたのである。帰米中のウイルソンに代わつて折衝に当たつていたハウスは、ロイド・ジョージの意見に全く賛成であると述べたといわれる。また、ロイド・ジョージの電報を受け取つて開かれたイギ

リス代表の会議で、バルフォアがロイド・ジョージの考えを説明し、代表達は干渉の積極化が非実際的であるとの結論に達した。⁽¹⁵⁾ 十人会議における決定も彼の主張に沿ったもので、チャーチルの協議会設立案は採択されなかつた。

干渉政策を強行しようとした者達は、革命運動の抑圧をその目的としていたことはいうまでもないが、彼らの主張はまた、国際政治安定のために従来の安定の型^{パターン}を保守しようとする欲求と無関係ではなかつた。そして、資本主義世界からではなく、ヨーロッパ国際社会からのロシアの脱落を阻止するということは、干渉のためのよい口実となりえた。一九一四年以前に、ヨーロッパにはドイツに対する仏露の提携という同盟の型が存した。一九一九年にも、ヨーロッパ大陸の勢力均衡にとってロシアは依然欠くべからざる国家と考えられた。そして、勢力均衡のための干渉が唱えられたのである。チャーチルは連合国協議会の設立を提案した時に次のように述べている。「戦争前ロシアはヨーロッパの均勢力(counterpoise)であつた。今その均衡はイギリスとアメリカの大軍によつて維持されている。イギリス軍は動員解除されつつあり、アメリカ軍は帰国しつつある。私としては、ドイツが現時点で戦争をまた始めると思わないが、ここにいる方々に考えていただきたいのは、五年ないし十年以内にそのような状態になるということである。ドイツの人口はフランスの二倍なのである。年々徴募しうる兵員数は優に三倍にもなろう。⁽¹⁶⁾ 勢力均衡の従前の型に照らして、独仏間の力について指摘される、右のような懸隔の増大を調整しようとする場合、ロシアがドイツを抑制する力を備えかつ連合国にとつての友好国であることが不可欠である。チャーチルはこの点を強調して次のように述べている。ロシアがドイツの手に帰したら、植民地を喪失したドイツは、これによつて曾てよりも強力になる。「ロシアは全状況の鍵であり、ロシアがヨーロッパの生ける部分となることなしには、国際連盟の強力な一員となることなしには、連合国の友となることなしには、平和もなければ勝利もないであらう」と。⁽¹⁷⁾

勢力均衡による安定を構想する場合、一九一九年に、ドイツに対する均勢力の求め方には二つの道があつた。一つは、チャーチルの考えのように、ドイツの東方でその存在を期待される均勢力を、あくまでロシアに求める道であり、他の一つは、当時のロシアの状態から考えて、当分の間それを東欧の新興国ポーランドに求める道であつた。平和會議の時点では、連合国の政府は實際問題として後者の道を探るより他なかつた。軍事干渉に反対し、しかも勢力均衡の政策をとろうとする場合には、その政策は後者の道に落ち着かざるをえないのであつた。

しかし、ポーランドの力が均勢力としてはあまり期待しえぬことは明らかであつた。その故にこそ、「ロシアがヨーロッパの生ける部分となる」ことが要求されたのである。この文句の意味するところは、ヨーロッパといふ秤で、ドイツとフランスとの均衡のためにロシアがフランスの側の皿にのせられる分銅でなければならぬということである。いわば、ロシアは「ヨーロッパ協調」の一員であらねばならないのであつた。かかる安定構想からすれば、大国ロシアが社会主義国として、西欧資本主義国との協調を期待しえぬ姿で現われたことは、脅威であるのみならず損失なのであつた。そして干渉は、ロシアがヨーロッパから離脱することを阻止し、また「ヨーロッパ協調」あるいはその拡大形としての国際連盟の中にとどめようとする努力であつた。「協調」は、かくて、小国に対する大国の寡頭体制のみならず、新しい社会体制に対する反動の体制として現われる。もともと、国際連盟と民族自決権とを中心としたウィルソンの「新秩序」は、旧秩序に挑戦するボルシェヴィズムに対抗して構想されたものであつた。⁽¹⁸⁾ボルシェヴィキが着々とその権力の基礎を固めてゆくのをみて、資本主義諸国の指導者達はこのイデオロギー的武器による対抗にもはや満足しえないのであつた。国際連盟は、ロシアを連合国の仲間にする目的で、ボルシェヴィキ政権に軍事干渉するための同盟体制として利用されようとした。

さて、軍事干渉に反対したロイド・ジョージは、勢力均衡政策の上でロシアをどのように考えていたか。これまで屢々指摘してきたように、ロイド・ジョージは、その政策に原則的に反対もせず、またそれに彼の政策を依拠せるとも明らかにしなかつた。ロシア問題においても、彼は均勢力としてのロシアについて語っていない。ヨーロッパの勢力関係という観点から、ロシアについて彼が問題にしているのは、「ドイツがボルシェヴィズムと運命を共にするかもしれない」危険についてである。彼はフォンテンブロー覚書で、当時の状況における最大の危険をこのようにみたのである。ドイツは、「その資源、その知力、その大きな組織力を、軍隊の力によるボルシェヴィズムの世界支配を夢としている革命狂信者のなすがままにまかせるかもしれない。この危険はもはや単なる幻想ではない」と。平和会議當時彼が危険視していたのは、ドイツがボルシェヴィズムに連続することであつて、疎外された国家同士の接近^{ラブリヤン}ではなかつたといえる。次に、彼はドイツに対する均勢力としての強大なポーランドの建設を望んでいたともいえぬ。前章で考察したように、彼は、ドイツから多くの領土を奪つてこれをポーランドに与えることに反対した。これらの点から考えて、フランスの構想したドイツ包圍網に対比すれば、彼はヨーロッパ諸国の複合的競合を構想していたといえる。そして、当面の政策としては、干渉によつて、国際社会からのロシアの疎外感を深めさせることが、疎外された国同志の接近への動きを強めることになる、と彼は考えていたといえよう。

われわれはここでロイド・ジョージの構想にみられる勢力均衡の型を問題にしようとは思わない。彼の構想にその面での独特なものを見出すことは困難であろう。問題はむしろ勢力均衡が政策決定の指導原理として機能しない点にある。前節で考察したように、ロイド・ジョージは、干渉政策に対する国内的統制を常時問題にしていた。政策決定へのかかる接近の仕方こそ、彼の外交における勢力均衡政策からの偏向を示すものであつたのである。この偏向は伝統的

な政策からの意識的な離反によるものではなく、多くの場合彼のオポチュニズムと批判されていることと密接に関連して出ている。偏向をもたらした要因は、国内政治を中心に考えての、状況への俊敏な適応であり、また彼の外交政策が広範囲な人民の支持の喚起を求めていたことにある。まず、一般的な状況についていえば、勢力均衡政策が曾ての威光を喪失していたということは、人民的統制の強化の表現なのであり、またかかる状況は勢力均衡政策の遂行に重大な制約を課するものであった。

勢力均衡の政策は、その作用の上で、秘密かつ迅速な決定作成、干渉の容易さ、および政策の連続性を仮定している。⁽²³⁾ これらの仮定は君主制の下でよりよく満たされるものであり、民主主義の下では満たされ難くなるのであった。外交が特権的支配層の技術である場合に、迅速かつ秘密な決定作成は保証され、国際的均衡状態の変化に即時的に対応しうる介入が可能となり、その政策は国内の勢力関係の変化にかかわりなく継続されうるのであった。これに対し新外交の求められた歴史的段階においては、秘密な決定作成は非難されて政策の公開が要求され、また政策の実施には国民の承認が要求されていた。殊に、軍隊が国民大衆から徵募されたものからなっているため、国民を納得させえない理由で戦争を行なうことは不可能に近いのであった。一九一九年の外交はかかる諸条件によって拘束されるようになっていたのである。ここでは国外の状況の変化に対する適応の変在自通性は制約された柔軟性に変わっている。政府が勢力均衡の政策を進めようとしても、国外の権力関係の変化に介入する態勢ができていたとは限らない。介入に反対する政党があり、労働組合があるのであった。一部の政策決定者の判断によって、介入が秘密かつ迅速に決定されても、干渉行動の持続を保証するものは存しないのであった。現実に発生している勢力関係の変化、さらには介入を理由づける国民的利益すら、介入が戦争を暗している場合には、必ずしも一般国民や兵士に介入の必要を納得さ

せる理由とはならない。ロシアへの軍事干渉を決定したところで、「軍隊が行くかどうか疑わしい」とロイド・ジョージが説いた時、彼は右に考察した状況を直視し、かつ干渉の必要を国民に説明することの困難を感じていたといえよう。このことを、もう少し、彼の発言と行動について探ってみよう。

さて、ロシアへ渡ったブリットは、三月中旬、レーニンに会って、休戦成立のための「連合国条件」(前節で考察したか修正したもの)²³を彼に示した。この条件を認めることはソヴェト政府にとって大きな譲歩であったが、レーニンは休戦協定の成立に熱意を示した。彼はブリットの示した「条件」に若干の修正を加えた対案を出し、またソヴェト政府がこの対案に従って休戦協定を結ぶ用意のあることを明らかにした。レーニンの対案はブリットによつて早速パリへ報告された。²⁵

ブリットの非公式交渉はウイルソンとの連絡を欠いた独走気味のものではあつた。しかし、ソヴェトの提議がイギリス代表のカーの覚書を骨子としていた以上、真に連合国がソヴェトとの和睦の意志を有していたら、その提議に依つて休戦を実現させようとする動きを示したであらう。だが、現実には四巨頭は「ソヴェトの平和提議」をならら審議しようとはしていない。三月下旬ロシア問題について、四人会議で彼らが論じていたことは、オデッサからの撤退とルーマニアの援助であり、この殆ど完全な秘密会で彼らがソヴェト政府の提議を討議した形跡はないのである。彼らが討議したのは三月二一日に勃発したハンガリア革命に対処する方法であつた。しかも、会議でウイルソンが慨歎したように、彼らの討議は、ボルシェヴィズムに対する「抵抗軍」を組織することが可能かどうかをめぐつて堂々巡りしていたのである。三月二五日、四人会議はオデッサとルーマニアの状況を討議し、軍指導者にオデッサ撤兵とルーマニア援助の具体策の提出を求めた。²⁶二七日、フォッシューは、ポーランドとルーマニアに防疫線を張りめぐらし、

そしてルーマニア軍をフランスの將軍の指揮下にボルシェヴィズムの「清掃」に当たらせ、またアメリカ將軍の指揮下に連合國軍がウイーンを占領することを提案した。これに対しウイルソン大統領は、ルーマニア援助とオデッサからの撤退について四人會議は意見の一致をみていると述べる一方、會議は軍事干渉を考へるべきでないという結論に達していると述べて、軍事干渉やウイーン占領に反対した²⁷。政治指導者がボルシェヴィズム阻止の具体策の作成を軍指導者に求め、そこで軍指導者は躊躇なく「防疫線」の名の下に軍事干渉の案を提出する。これに対し政治指導者は、軍事干渉は採りえないとして彼らに再考を求める。四巨頭は明らかに政策を欠いていた。二七日の四人會議でイギリスのウイルソン將軍が述べた次の言葉は、ボルシェヴィズムに対処する方策をめぐる四人會議の決定作成の右のような状態を簡潔に言い現わしている。「ボルシェヴィズムに対して軍事行動を取るのが望ましいか否かを決するのは政治家の任務です。もしこの決定がなされたらフォッシェ元帥によつて提出された計画は最善を尽して開始される。われわれが躊躇すればするほど問題の解決は困難となるでしょう。」²⁸軍指導者がまず行動に出るべきことを求めたのに対し、政治指導者、殊にウイルソンとロイド・ジョージは軍事行動の高価な代償を予測してその手段に訴へることに躊躇するのであった。ウイルソン大統領は、「私の考えでは、兵列によつて革命運動を阻止しようとすることは、大きな潮汐を阻止するためにほうきを使うようなものである」と述べて、軍事干渉の価値を否認し、また彼は、「ボルシェヴィズムを滅ぼす唯一の手段は、国境を確定してすべての港を貿易に開放することである」と説いた。²⁹このような彼の主張から考へて、彼が、ソヴェト政府の平和提議の審議を求めてなんらの不思議もないのであるが、彼はその検討を求めることがなかつた。二五、二七兩日の四人會議で、ボルシェヴィズム問題に関し、ロイド・ジョージは積極的発言をしてはいない。彼は、一月の會議におけるようには、軍事干渉に反対する態度を示さなくなつた。しかし

なお干渉に踏み切ろうとしないのであった。

三月二八日、ロシアから帰還したばかりのブリットは、ロイド・ジョージに会つてソヴェト政府の平和提議の公式文を手渡した。ブリットの証言したところに従えば、その際ロイド・ジョージはソヴェトの提議を一読して、「これは私が既に読んだのと同じものだ」と述べ、それを同席していたスマッツ將軍に渡した。スマッツはそれを読んで、この機を逸すべきでないと云つたが、ロイド・ジョージは、イギリスの世論をどのようにしたものかわからないと述べた。彼はデーリー・メール(30)を手にして、「イギリスの新聞がこんなことをやつてる限り、ロシアについて私がかかりのよい態度をとれると思ひますか」と述べた。さらに、彼は、ロシアへ渡つた者がもたらす情報の多くが、本國では單純に急進的な言動と受け取られているが、それらの情報が事実であることを世界に知らしめるために、ランズダウンのような保守主義者をロシアに派遣することの必要を語り、またロシア問題に関するブリットの報告書の公表をすめた。(31)

当時、新聞はロイド・ジョージを「ボルシェヴィキびいき」と攻撃するようになっていた。三月末から四月にかけてタイムズはボルシェヴィキ攻撃のキャンペーンを行なつてゐる。その報道は虚偽と悪意に満ちたものであった。ボルシェヴィキの主要指導者の大部分はユダヤ人であるとか、ペトログラードで反ボルシェヴィキのストライキが勃発しているとか報ぜられた。四月三日のタイムズによれば、ボルシェヴィズムは、「社会主義ではなくて、反社会主義である。民主的ではなく、反民主的である。社会改革ではなくて、武装した無政府、社会破壊の無政府状態である。」そしてボルシェヴィズムは多くのドイツ将校やドイツの回し者によって組織され、指揮されているのであった。パリ特派員によるこの記事は、さらに、攻撃の矛先を政府の対露政策にも向けて、政府がソヴェト政府からの経済・商業およ

び金融上の譲歩を得ることと引き換えに、ボルシェヴィキ政権に連合国およびアメリカによるある種の承認を与えるという、恥ずべき「取り引き」をしようとしていることが、パリでは一般に知られていると報じ、またロシアから帰還した英軍将校からの情報として、早急な対露政策の決定が必要でありまたそれなくしては勝利の成果を失うことになる^と伝えた。攻撃はロイド・ジョージ個人に対しても加えられた。「会議の指導者達および特にイギリス首相の態度で最も嘆かわしいことの一つは、なにか大問題をその真価によつてではなく、もつぱらあるいは主として、彼自身についてうわさされてる国内的利害の観点から言及する傾向である。彼らは口こそ出さないが心の中では、平和会議の指導者達の方で、勝利の果実獲得の唯一の方法でその果実を獲得しようという決定を一寸でも示すと、戦争中に不変の愛国的な挙動で連合国の勝利に大いに寄与した男女労働者は、ボルシェヴィストへ転ずる覚悟なのだ^と仮定しているように思われる」と。タイムズの記事はこれに続けて、ロイド・ジョージはマクドナルドのような社会主義者へ親近性を示して、ロシアへの干渉政策に反対しておるのであり、このことは結局、勝利によつて得るべきものを失うことになる^と彼を批判したのである。

タイムズの論調に現わされている、保守主義者の反ボルシェヴィキ感情が、ボルシェヴィキ政権との和睦に向うことを阻止する要因として働いていたのに対し他方、独立労働党を中心とした対露干渉への抗議の声が、干渉政策への抑制要因として働いていた。休戦は、労働党が戦争中に「自ら課した沈黙」を破る時であった。ロシアからの撤退要求は一九一八年末の総選挙における労働党の綱領の一つであったし、また労働党は、ロシアの国内問題に加えている連合国のあらゆる干渉を即時中止するよう政府に圧力をかけた。しかし、一九一八年末の総選挙後も議会労働党はなお労働組合のクラブに似た存在で、政府の干渉政策に対する議会での抗議は「生氣も目的」も共に欠いていた。干渉反対

は主として独立労働党の主張するところであつた。⁽⁹⁵⁾抗議の目標のはつきりとした彼らの圧力よりも、政府の政策に抑制を加えたのは、一九一九年初頭にイギリスを襲つた労働不安であろう。この時の争議は、軍隊の大規模な出動によつて抑圧せねば收拾しえぬまでに激しかつた。政府の出方いかんによつては、それは兵士の反乱と合体して「革命的騒乱」を引き起しかねなかつた。チャーチルへの電報でロイド・ジョージが問題にしたのはかかる国内の状況であつた。ロシア問題の解決には、右に考察したような真向うから対立する圧力が加えられていたのである。和睦と干渉のうちのいずれを選ぶにしろ、そこには国内からの激しい反撥が予想された。チャーチルによつて国民的利益（＝英帝國の拡大）として述べられたことが、労働者・兵士の求めるところではなかつた。干渉を積極化しようにも、干渉主義者達はボルシェヴィズムについての恐怖以外に、干渉の大義名分を發見しえないのであつた。ロイド・ジョージは、四月初旬、前年末の総選挙における戦費要求に関する公約の実現を迫る保守党議員大多数からの電報を受け取つたのに続いて、ボルシェヴィキとの協定に抗議する電報をつきつけられた。三月初旬におけるコミンテルン成立、下旬に勃發したハンガリアの革命、そして四月五日、革命の波はババリアへ押し寄せていた。彼は、四月一日、保守黨員の不满を收拾すべく急遽帰国したのであつた。

四月一日、彼は講和の諸問題について下院で演説した。「ロシアの争いを静める一般的な計画へボルシェヴィキを導き入れようとしたわれわれの努力によつて、保守黨員の感情があまりにもいらだつていたので、私は演説の大半をこの爆発的トピックにさかねばならなかつた」とロイド・ジョージは書いている。⁽⁹⁶⁾この演説において、彼は国内世論の分裂による決定作成の困難を卒直に表明して、「あるひとは『武力を行使せよ！』と言う。あるひとは『講和を結べ！』という。これは容易でない。ロシア問題は曾ていかなる集団によつても扱われたことのないような、最も複雑な問題

の一つなのであります」と述べている。⁽³⁷⁾そして、問題解決の困難は、いかなるロシアも存しないことにあるとされる。それでは、ロシアに安定をもたらすため、イギリスはロシアへ介入してなんらかの政治形態をロシア国民に課すべきか。この時になって、彼は軍事干渉反対の理由に、内政不干渉がイギリスのすべての外交政策の基本原則であると説いたのであった。「ロシアがメンシェヴィキであろうがボルシェヴィキであろうが、反動的であろうが革命的であろうが、……………それはロシア国民自身の問題であります」と。大戦遂行の大義であり、また戦後世界についてのウィジョンの中心にあつた民族自決の原則が、自国の反動的勢力の追求しようとする目的を矯正するためにあらためて提唱されねばならなかつたのである。もとより、民族自決は原則として提示されているというより、説得の方便として出された性格の強いことは、干渉反対についての説得の重点が、干渉の戦略的側面における困難に置かれていることから否めない。「ロシアは侵入するには非常に容易であるが、征服するには非常に困難であります」と彼は述べ、また前大戦におけるドイツ軍の経験から推測しても、たとえロシア領土の一部を占領したにせよ、それを維持してゆくだけで大軍を必要とすると説明した。彼にとつて軍事干渉は「きわめて愚かな行為」であつた。二者択一において彼が選択した道は干渉を控える道であつた。「私はすべてのボルシェヴィキの教義についての恐怖を共にするものですが、私はイギリスが破産するのを見るよりも、むしろロシアがボルシェヴィキから脱する方法を見出すまで、ロシアをボルシェヴィキに任せる方をとるのであります」と彼は述べている。右のように軍事干渉の愚行なることを強調した場合にも、ボルシェヴィズムの脅威に対処する方策が示されねばならなかつた。保守党員の多くは、《侵略》と《滲透》とを区別する余裕もなく、ボルシェヴィズムを恐怖していた。ロイド・ジョージは、東欧には反ボルシェヴィキの風潮が強いこと、そしてもしボルシェヴィズムが連合国のいずれかを攻撃した場合、それらの国を守護するのは連合国の

仕事であるとして次のように述べた。「この理由から、われわれはこれらすべての國に、軍隊の力による侵略に対する眞の障壁を築くために必要な兵器を供給しているのであります。ボルシェヴィキは脅迫するかもしれないし、しないかもしれない。彼らがそうしようとしまいと、われわれは、武力によつてヨーロッパを蹂躪しようとするいかなる企てにも備えるべきであります。その事がわれわれの政策であります」と。

この下院演説においても、ロイド・ジョージは軍事干渉に消極的な態度を明らかにしたといえる。ロシアの地理的條件、ロシアへの出兵やそこでの駐留に対する国内民衆の大部分の反対、主にこれらの理由から、彼はロシアの問題はロシア人に任せ、ボルシェヴィズムの脅威については、ロシアの外へのその侵略に対しては武力でもつて阻止するが、ボルシェヴィズムそのものを直接に軍事的に滅ぼそうとする政策の非現実的なことを説いたのであつた。この政策はしかし、保守党員の最も欲していた、ボルシェヴィズム殲滅ということに対する解決策をなんら含んでいない。彼らの欲する干渉政策に対するロイド・ジョージの反対理由は、彼らからみて、あまりに消極的なものでしかない。ボルシェヴィズムの死滅についての展望が与えられねば、彼らは満足しえない。ロイド・ジョージは、政府が得た「信すべき情報」として、ボルシェヴィキの軍隊は明らかに強化されつつあるが、一方ボルシェヴィズム自体は急速に衰微しているということ⁽⁴²⁾を述べている。彼は、その発言通りに近い将来におけるボルシェヴィズムの衰微と信じていたであろうか。それは保守党員を満足させるための言葉でしかなかつたか。三月末以降、ロシア問題においても、彼の態度は増々日和見的なものとなつている。ロシア問題についての演説を結ぶに当たつて、ロイド・ジョージは、「ロシアが内戦によつて引き裂かれ分裂している限り、世界は平和にならない」とし、戦闘しているロシアの諸勢力を招請して休戦を成立させ、ロシア国民のすべてが受け容れ、連合國が承認しうる政府の樹立に努力したが、失敗に帰し

たと述べている。そこには、三カ月前にみられた、ソヴェト政府との交渉を試みる態度は影をひそめていた。⁽⁴³⁾

五月に入つて、ロシアでは、コルチャック軍の活動が開始され、それはある程度軍事的成功を収めた。イギリスにおける労働不安も治まつていた。そして、五月二六日、連合国の方針は、それまでとらわれてきた、ボルシエヴィキ政権との交渉の可能性を探ることから、白露軍への軍事援助へと決定的な展開をみた。⁽⁴⁴⁾ 状況の変化に直面して、ロイド・ジョージはあつさりそれまでの和睦への試みを放棄した。彼も、資本主義諸国政府の単なる一員として、「僅かばかりの外国軍と多大の外国貨幣、軍需品、そして助言」をもつてする、「新しい政策」⁽⁴⁵⁾を支持していた。この政策は干渉戦争の終結まで継続した。ロイド・ジョージは、ボルシエヴィキ政権が事実上の政府であること、将来イギリスが相手にしなければならぬ政府であるとのおお考えていたであらう。だが、彼は結局、彼の権力維持に重大な政治的結果を招来しない道を消極的に選んだのであった。

干渉政策に対する国内からの統制は、一九一九年の講和において、充分機能しえたわけではなかった。しかし、これまでの考察から明らかなように、ロシア問題における決定作成には、経済的・政治的な種々の動機が介入して、均衡を指標として要請された干渉行動を抑制していた。ロイド・ジョージはソヴェト政府への軍事干渉に反対した時、彼は干渉政策に対するイギリス労働者の反対、早期動員解除の必要、「改造」の諸政策推進といった諸要因を問題にした。このような諸要因を重視し、国内政治の延長線上に対露干渉政策を立てようとする限り、干渉政策は国内諸政策との矛盾を深めるばかりであった。制約された小規模の軍事干渉はソヴェト・ロシアを崩壊させえず、他方ボルシエヴィズムの掃滅は、どこまでいっても、大衆によつて「国民的利益」として受け容れられないのであった。

- (1) PD, Vol. 112, cols. 193-94.
- (2) *Ibid.*, cols. 194-96.
- (3) *Ibid.*, col. 197.
- (4) *Ibid.*, col. 198.
- (5) FR, Russia 1919, 56-7.
- (6) *Ibid.*, 57-8.
- (7) *Ibid.*, 59.
- (8) *Ibid.*, 60.
- (9) *Ibid.*, 61.
- (10) *Ibid.*, 61. この段階で、ハウス、クレマンソー、およびソニノは、夫々、もともとロシア代表招請案には反対であったが、連合國の意見一致のために、不本意ながらそれに賛成したと述べている。FR, Russia 1919, 63, 68.
- (11) Riddell's *Intimate Diary*, p. 21.
- (12) Lloyd George, I, 371.
- (13) *Ibid.*, 372.
- (14) *Ibid.*, 373.
- (15) FR, Russia 1919, 68-9.
- (16) *Ibid.*, 62.
- (17) *Ibid.* チャーチルは後年、勢力均衡の政策について次のように演説している。「四百年にわたり、イギリスの外交政策は、大陸における最強の勢力、最も侵略的な勢力、最も支配的な勢力に対抗することであった。」「イギリスの政策はどの國が欧州の支配權を求めているか、ということなどは考慮しないことに注意せよ。問題はただ、だれにせよ最も強力なもの、将来支配者たる可能性ある暴君だけである。……われわれが実践しているのは國策の原則であつて、決して偶然の事情や好き嫌い、その他の感情によつて支配される便法ではない。」チャーチル『第二次大戦回顧録』(毎日新聞翻訳委員会訳)②、五、七頁。右の原則に照らして、一九一九年の場合の対露干渉を考えると、「暴君」はあくまでドイツと考えられていたことになる。クレマンソーの考えもチャーチルに近い。彼はチャーチルのロシア問題協議会設立案に賛成して、「ロシア問題の処理をロシアの独力でやらせる政策には賛

- 成できない。なぜなら、ロシアは急速にドイツの生機になるからである」と述べている。FR, *Russia* 1919, 64. また、ハウスモ安定構想としては同様の型を想定していたが、干渉政策の効果については、彼らと丁度逆の結果を予想した。すなわち、フランスの反ボルシェヴィキ政策は独露提携の危険を求めるようなものであると。Lloyd George, I, 373.
- (18) ウイルソンは、平和会議出席のため渡欧する際、「新秩序」にたいする世界の民衆の欲求を問題にして、旧秩序に対する浄化処置を探ることによってのみ、世界は再生すると彼の随員に語った。そして、ボルシェヴィズムの毒はたやすく受け容れられた。なぜなら「それは人類がこれまで探ってきた方法に対する抗議だから」と語り、新秩序のために闘うことが平和会議における彼らの仕事であると述べている。Baker, I, 93.
- (19) Lloyd George, I, 407-8.
- (20) 独露接近を阻むことは、両国の政治体制がその基礎を固めるにつれ、ロイド・ジョージ自身の政策にもなっていた。例えば、一九二二年に独露間にラッパロ条約が成立した時、彼はこの接近を成立させてしまったことを悔んだのであった。Cf. L. Kochan, *Russia and the Weimar Republic* (1954), p. 53.
- (21) ロイド・ジョージが将来へのいかなる展望をもっていたかを考える上で、次の発言はきわめて興味深いものがある。一九一九年六月六日の十人会議で、彼は次のように述べている。「フランスはチュートン民族を最も恐れているが、私の考えでは、チュートン民族は大いにやつつけられた。私が恐れている民族はスラヴ民族です。この民族は独裁者の命令に従うことも、ボルシェヴィキになることもできる。予測のたため因子です」と。ロシアの人口、一億六千万に比すれば、チュートン民族はたかだか七千万にすぎない。FR, *Paris* 1919, VI, 212-13. この発言が、将来への彼の展望を本当に伝えるものであるかは疑問とせねばならぬが、ロシアが「予測のたため」(incalculable) 因子であるということは、彼の実感していたところであろう。一九一九年においては勿論、その後においても、ロシアの力に対する評価は高いものではなかった。E. H. Carr は一九四二年に、第二次大戦後の勢力均衡を問題にした際、ソヴェト・ロシアがドイツに対する均勢力として機能することに否定的な見解を表明しているのである。Carr, *Conditions of Peace*, pp. 198-99.
- (22) E. B. Haas, "The Balance of Power as a Guide to Policy-making", *Journal of Politics*, Vol. 15, pp. 373-77.
- (23) この間の事情については、細谷、前掲論文、九八―九、一〇三頁参照。
- (24) 三月二日、ベトログラード・ソヴェト会議で、レーニンは、「北部大鉄道」の利権を外国資本に与えることを論じて、次のように述べている。「これは、強奪者どもとする略奪に国富をくれてやることを意味すると言う人がいる。これにたいして私は、ここで

は問題はブルジョア専門家および世界帝国主義の問題と大いに関連がある、とこたえる。……いま世界帝国主義を打倒することは、他の国々がソヴェトの多数派の存在しないような時期にあり、多くの国でソヴェトがいまやつと生まれはじめたばかりであるうちは、わが国一国だけでは不可能である。だから帝国主義に譲歩しなければならぬのである。『レーニン全集』（マルクスレーニン主義研究所訳）第二九卷、一五一―六頁。この演説からも窺われるように、レーニンは連合国の干渉を中止させるために、ソヴェトの側のなんらかの譲歩を考えていた。

(25) 細谷、前掲論文、一〇〇頁。

(26) Mantoux, *Le Délibérations du Conseil des Quatre*, I, p. 23.

(27) *Ibid.*, pp. 52-3.

(28) *Ibid.*, p. 54.

(29) *Ibid.*, pp. 55, 56.

(30) ステイードによれば、ロイド・ジョージが問題にしているデーリー・メールの記事は、ステイードがその二八日の社説に書いた「名譽ある講和」であるとしている。彼は、それを書くに至った背景について次のように書いている。三月二六日に、彼は、アメリカ人の友人から、プリンキプ提案の復活の空気がただよっていると注意された。そこで、彼は二七日のデーリー・メールで、ボルシェヴィキという、文明の基礎を破壊する「兇漢」を承認することに反対する記事を掲げた。同日、彼はハウスから彼を訪問するよう乞われた。彼はハウスを訪問して、ウイルソンが商業上の譲歩からボルシェヴィズムを承認したら、彼が全く信頼を失ってしまうだけでなく、国際連盟がだめになると述べた。これに対し、ハウスはボルシェヴィキと若干の関係をもちたないと、ロシアの完全な滅亡を阻止することは不可能だと述べた。ハウスと別れた後、彼は、翌朝ウイルソンとロイド・ジョージとが、ブリットの提案に従って、ボルシェヴィキを「承認」することに同意するかも知れぬという情報をえた。そこで彼は、早速二八日の問題の社説を書いた。その社説の要旨は、ボルシェヴィキからの経済的譲歩や債務の保証のために、彼らを信任したら、アングロサクソンの理想主義の誠意への信頼が死滅してしまう。連合国諸政府は家門を清くしておくべきであり、名譽ある真の講和でない、いかなる講和も結ばないと決すべきである、といった内容のものであった。Seed, *Through Thirty Years*, Vol. II, pp. 302-4. 細谷、前掲論文によれば、その頃ハウスはブリットの報告に満悦し、「レーニン提案」を受け入れるよう各国政府に働きかけていた。同論文、一〇七頁。

(31) Bullitt, *The Bullitt Mission to Russia*, pp. 66-7. ブリットの報告書は、ソヴェト形態の政府が確立されたこと、レーニンの

威信はきわめて高いこと、ソヴェトの休戦提案は、「公正で理性的な根拠にもついで革命と講和を結ぶための好機」を与えるものであること、等を説いている。FR, Russia 1919, 85-9. 彼の報告書は公表されなかった。ブリットによれば、それはウイルソンがそれを欲しなかったからである。Bullitt, op. cit. pp. 66-8. ウイルソンはドイツとの講和問題で頭をいためていて、ロシア問題を考える余裕がないと述べ、また彼はブリットの作成した休戦提案について話し合うことを約束しながら、実行せず、その処理をハウスにまかせた。かくして、彼の報告書及び提案は、パリ平和会議の議題に正式に取り上げられなかった。Ind., 73, 93, 95. フィッシャーは、レーニンの休戦案がなんらの成果も生まなかったことについて、多くの首脳はそれに賛成したがいずれもイニシアチブを取って、責任をかぶることを恐れ、休戦の機会を逸してしまったと書いている。L. Fischer, *The Soviets in World Affairs* (2nd ed. 1951) Vol. I, p. 173. ロイド・ジョージについて考えても、彼の記述は的を射ているといえるであろう。

(32) The Times, 1 April 1919.

(33) The Times, 2 April 1919.

(34) The Times, 3 April 1919.

(35) 一九一九年七月の労働党大会、同年九月の労働組合会議大会は、対露干渉反対に議會労働党が活潑な動きを示さなかったことを批判した。特に、労働党大会では、干渉反対のために「直接行動」をも辞すべきでないという議論が展開されるまでになった。一方、独立労働党系の指導者達はヘラルドを通じて、干渉が債権所有者や石油資本の利益のための政策であると攻撃し、連合国の干渉目的は、「連合国とロシア資本家の利益に仕える反動的政府の再興である」と批判していた。Gaubard, *British Labor and the Russian Revolution*, pp. 70-81. 干渉政策が、イギリスの石油資本の圧力となんらかの関連をもっていたことは想像しうるところであるが、石油資本そのものの動きについては殆ど調べえなかった。ただ、干渉政策と資本の関係について、ステイードは「ヘラルドの論調とは丁度逆に把握している。すなわち、有力な国際金融資本——ユダヤ人の銀行家を彼はあげている——がポルシェヴィキの即時承認に働きかけていたと彼はみている。Steed, op. cit. pp. 301, 302. 彼の主張の内容の真偽は疑わしいが、ユダヤの世界支配の脅威とポルシェヴィズムの恐怖とを結びつけようとするものであったことだけは確かかといえよう。

(36) Lloyd George, I, 568.

(37) PD, Vol. 114, col. 2939.

(38) Ibid, col., 2940.

(39) Ibid.

(40) *Ibid.*, col. 2942.(41) *Ibid.*, col. 2944.(42) *Ibid.*

(43) *Ibid.* この下院での演説の後、ロイド・ジョージは、労働党のクラインズの質疑に答えて、イギリス政府が、中央ロシア、すなわちボルシェヴィキへの「接近」を試みたことは全くないと否定し、「他のだれかが、信すべき筋からきたと彼らが思っている提案を得た」という報告を聞いているだけであるが、これらの提案は平和会議の構成国によって会議に出されたことは決してなかった」と述べた。そしてロシアから帰ってきたアメリカ人がいると言われているが、それについてロイド・ジョージの言いうることは、「これらの伝言の価値を判断するのは私の仕事でない」と答えた。 *PD*, col. 2945. *ブリット*は、ロイド・ジョージがボルシェヴィキの「公式提案」を全然知らないかのごとく答えたのは、彼の生涯で未だかつて経験したことのない鉄面皮ぶりだったと書いていた。また、ロイド・ジョージがそのような答え方をしたことについて、*ブリット*を訪れた様々のイギリス随員達は、次のように弁解したという。帰英の際、ロイド・ジョージは、ロシアとの講和に賛成する声明を出そうとしていたが、帰ってみると、ノースクリップ、ステイードそしてチャーチルが、保守党員達を彼に反対するようあやつっていた。またロシア問題で彼自身の意見を話そうとしたら、彼を倒す態勢ができていた。彼がボルシェヴィキの提案に関知しないと述べたのは右のような事情によると。 *Bullitt*, op. cit., pp. 93, 95.

(44) *FR*, Paris 1919, VI, 73-5.(45) *Fischer*, op. cit., p. 177.

第五章 賠償問題をめぐる世論と外交

第一節 ムード対政策

一九一九年の取り決めで、決定の当時に国内からの圧力が最も問題にされ、また決定の後にその内容が最も大

きな論争をよんだ問題は賠償問題であつたといえる。平和会議の決定作成に対する国内からの圧力は、多くの場合、賠償をめぐる「世論」の非合理的要求の問題として論ぜられる。また取り決めの内容については、政治的には、それが「戦後処理の原則」に反していなかつたかどうかと、それが政治的に賢明なものであつたかどうかが問題になる。次に、経済的には、大別して、連合国がドイツに課した賠償はドイツによつて支払可能なものであつたかということ、連合国の請求額が戦後のヨーロッパひいては世界の経済・金融関係を破壊してしまう類いのものでなかつたかどうかという問題にわかれる。ここでは、主として平和会議における決定作成に対する世論の圧力について考察する。一九一八年末の総選挙当時、ロイド・ジョージ個人は賠償問題についてどのような態度をとつていたか、総選挙において彼はそれについてどのような公約をしたか、平和会議におけるその決定作成で彼は世論の圧力とすることをどのように取り上げているか、以上の諸点を順次検討してみることとする。

一九一九年の講和において、政治家達は、国際関係の安定にとつて国際経済の安定ということが重要なものであることをどれほど認識していただであらうか。この問題は、ロイド・ジョージの安定構想を検討する上で最も重要なものの一つたるを疑わない。この問題については周知のケインズの批判がある。出版と同時に一大反響を惹き起した「講和の経済的帰結」にケインズは次のように書いた。「もしもロイド・ジョージ氏かウイルソン氏が、彼らの注意を必要とした諸問題で最も重大なものが、政治的あるいは領土的問題ではなく金融および経済に関するものであつたこと、また将来の危険が国境や主権ではなく食糧、石炭および運輸にあることを理解していたら、ヨーロッパはなんと異なつた将来を予想しえたであらう」と。彼はこれに続けて、彼らが平和会議のあらゆる段階でそれらの問題に適切な注意を払わなかつたし、「賢明かつ理性的な考察」を求めようとする雰囲気はイギリス代表が償金問題に足をつつこんだ

がためにばかされてしまったと書いている。平和會議に提起された諸問題のうち、ケインズがみたように、經濟や金融の問題が最も重要であつたとみることは、それ自体一つの政治的判斷であつた。平和會議に投げ込まれていた問題の大きさや多様性から考えて、平和會議における審議が金融や經濟の問題に集中されたととは思われない。また、三巨頭がケインズのいう金融や經濟の問題——戦債の処理、賠償、復興金融、そして食糧や石炭等々の問題に過度に注意を払わなかつたわけではない。「暗黒期」に彼らが論じていた問題は、賠償、ライン、ザール、そしてロシアの問題であつた。平和會議において三巨頭がタッチした全審議に照らしていえば、問題は金融・經濟問題に対する三巨頭の關心の有無ではなく、關心の置き所にあつたといえよう。

さて、賠償はイギリスの政策にとつていかなる意義あるいは価値をもつていたのであろう。經濟戰の性格を帯びた第一次世界戰爭は、莫大な戦費の調達、すなわち公債發行、租税徴収、海外資産の処分によつて遂行されたのであつた。かくして戦後のイギリス經濟には、戦債、社会改造の資金、復旧費、海外投資の喪失等が重くのしかかつていた。既に考察したように(第三章 第三節)一九一八年総選挙におけるロイド・ジョージの選挙綱領は「改造」の諸政策やドイツからの賠償取り立てを謳つていた。そして、ドイツに対する強圧政策の一貫としての賠償要求は、財政の資金獲得の面で、本案の求める復興資金政策さらには大衆の求める福祉政策とも、イギリスの目前の利益のみが考えられている限りにおいて、必ずしも矛盾しないのであつた。限られた、近視眼的な、観察を下せば、賠償金は「改造」の課題達成の重要な補助手段にさえなりうるものであつた。しかし、世界經濟全体から賠償をみると、巨額な賠償取り立ては大きな矛盾を含んでいた。ドイツに対する賠償要求は、弱小後進國間の要求ではなく、また弱小後進國に対する強大商業國のそれでもなかつた。それは、共に独占資本主義段階にまで高度の發展をみていた諸國間で、戦勝諸國が戦敗國に

対してする強要であった。この関係で、ドイツによる賠償支払がその輸出貿易の拡大によって可能であるとすれば、巨額な賠償要求は、高い関税障壁と種々の経済的障壁とが既に諸国家を分断していた世界において、ドイツをドイツの債権者との激しい貿易競争に追いつたことを意味した。また、ドイツが借款によって賠償を支払うとすれば、そのことの長期的効果は、連合国の一員がドイツ産業の復興と強化を助けて、他の一員が最も恐れる軍事的強大化への道を舗装することであつた。

賠償取り立てに内在した諸矛盾は、既に平和会議最中に、イギリスの政策に表面化していた。ベイカーは、イギリス代表部内ではイギリスの採るべき経済政策をめぐって二つの見解の存したことを指摘している。その一つは、戦争によって得た獲物の保持・増大を目標とするものであり、他の一つは、イギリスの経済的回復の唯一確実な基礎が「ヨーロッパを再出発させること」にあると論ずるものであつた。経済問題において、イギリス代表は当初前者の見解にたつて折衝を進め、船舶、原料、賠償の獲得に努めた。そして、この獲得闘争で、目標の分裂からくる動揺を最も明白に現わしたのは、ここで問題にする賠償問題においてであつた。ロイド・ジョージは「尋常でない敏捷さ」でこれら相異なつた見解を代弁した。この場合に、ロシア問題における時ほど、彼自身が一方の立場を代表するということにはなかつた。

平和会議における決定作成の経過からいえば、決定作成の困難が、ロシア問題の場合には、政策遂行のための手段の発見にあつたのに対し、賠償問題においてはむしろ目的を定めることにあつた。イギリスおよびフランスの求めた賠償は、「戦後処理の諸原則」を無視するものとして、なかなかアメリカの同意をえられぬような内容のものであつた。回顧録の中で、ロイド・ジョージは、平和条約の賠償条項は休戦の条件に違反してないと主張している。しかし

イギリスの出した要求案が戦後処理の諸原則に抵触する類いのものであったことは疑いえない。ロイド・ジョージは、一九一八年一月五日の「平和宣言」において、ドイツに対して行なっていた戦争が侵略戦争でないことを宣言した際、戦争中に連合国が休戦の条件に掲げてきたベルギーの都市の破壊に対する賠償要求が、「一八七一年にドイツがフランスに課したとき戦償金の要求ではない」と言明したのであった。彼は、損害に対する補償が「国際法に違反してなされた損害に対する賠償」の形でなされることを要求した。戦争目的政治の過程で、彼は「償金」要求を否定し、敵国に対するなんらかの金銭的要求において「賠償」という象徴を選んだ。しかるに、講和の政治において「償金」という語は復活されている。彼は選挙の綱領の中でこの語を使用したし、また平和会議で賠償問題が初めて取り上げられた時（一月二二日、十人会議）にも、「賠償と償金」について話している。この時、ウイルソンは「償金」の語の省略を求めて次のように述べている。「世界中の労働者群は、インデムニティー 償金に抗議してきたし、『賠償』という言い表わし方は十分に一切を含めたものになると思う」と。そこで、ロイド・ジョージは、賠償の語が最も広義に解されるのであれば、ウイルソンの提案を承認すると述べた。それでは、広義の賠償において何が含められようとし、また何が獲得されようとしたであろうか。

既に、第一章第一節で考察したように、休戦交渉の段階で、英仏はウイルソンの戦後処理の原則に留保条項をつけた。賠償に関しては、一四カ条に述べられた「侵略された領土の回復」によって、英仏連合諸国は、「陸上、海上、および空中からのドイツの攻撃により同盟国の普通人民およびその財産に対し加えられた一切の損害に対し、ドイツに与へて補償がなされる」(compensations will be made by Germany for all damage done to the civilian population of the Allies and their property by the aggression of Germany by land, by sea and from the air) として解す、とて留

保条件がつけられたのである。この場合にも、英仏はウイルソンの戦後処理の原則を承認した上で、留保条項をつけているのであって、新しい条件が加えられたとはいえない。当時の状況について、バーネットが要約しているように、「一九一八年一月五日の「ランシング」通牒の条件で、ドイツが同意しておつた——契約上責任を負つた——のは、不法的および『市民の』損害を償ふことであつて、『全面賠償』(integral reparation)をなすことではなかつた。」⁽¹⁾ 休戦交渉の段階においても、償金が、象徴としても、その実質においても否定されていたことは疑いえない。休戦時にける死滅と平和会議の初期段階における復活という事情から、償金をめぐる政治的決定的要因は、二つの時点の間に介在している時期の政治状況に内在していることになる。そこで、もう一度、一九一八年二月の総選挙を中心に、この問題が国内政治のレヴェルでどのように扱われていたかを考察してみることとする。

賠償問題についての決定は経済・金融に関する専門知識を必要とした。イギリスの場合、賠償案の作成に関与したのは大蔵省・商務省の官僚、その顧問、および内閣によって任命された特別の委員会であつた。専門家達の決定作成には、純技術的視点にたつた計画性が要請される。換言すれば、彼らの結論は合理性、すなわち資本計算的合理性にたつていなければならない。一九一九年の賠償は、その総計が巨額なものであつただけに、この資本計算的合理性が殊に必要であつたといえる。連合国が独逸同盟国側に請求すべき賠償額は、既に休戦の年の秋から、大蔵省と商務省で「あらゆる角度」——ドイツの戦前における外国貿易、その生産、その在外資産、ドイツが喪失することになると思われる領土の価値ならびにドイツ植民地の価値、および休戦条約のもとで賠償を請求することになると思われるあらゆる形態の損害額——から調査された。そして、一九一八年一月末、大蔵省の「A」課——ここでケインズが指導的役割を果していた——は彼らの調査結果を閣議に提出した。彼らの推定した賠償請求額は四〇億ポンドであつた。

だが彼らは、「樂觀的見通しに立てばドイツの支払能力は三〇億ポンドとなるけれども、いつそう慎重には二〇億ポンドと見るべき」と考えた。⁽¹²⁾ここで彼らがドイツの支払能力を既に考慮していることは注目に値する。一月二十五日に、ケインズはアメリカの専門家と会つて、ドイツの賠償支払が、ドイツ人の勤勞意欲を喪失させることのないような心理的限界までを条件とし、またドイツの實際の剩余所得力に基礎づけられるのみであるということ、アメリカの専門家達と意見の一致をみていた。⁽¹³⁾以上で考察したように、専門家達は、四〇億はもとより三〇億の賠償金取り立てについて、支払の實際的根拠を疑問としていたのである。四〇億がいかに膨大な額であるかは、普仏戦争後にドイツがフランスに課した償金額二億ポンドと比較しただけでもあまりに明らかなことだった。

ケインズ等の推定に比し、内閣によつて任命された委員会は、彼らのそれに数倍する要求額を閣議に報告した。この委員会報告がなされるまでの経過を以下に概略してみる。一九一八年一月二十六日、イギリス商務省は講和の諸条件に関する経済的考察の覚書を内閣に提出した。この覚書は、賠償という項目で請求する分だけでも膨大なものとなるので、「要求される額の限度は、連合国に加えられた全損害を償うに必要な額よりも、むしろ中欧諸国の能力によつて定められるだろう」と報告した。また賠償推定額としては二〇億ポンドの線が出されたが、ここでもそれを強要することの實際的可能性は問題とされた。⁽¹⁴⁾商務省の覚書が出されたのと同じ日の一月二十六日、オーストラリア首相ヒューズは、帝国戦時内閣で、完全な戦債金の強要を主張し、その理由の一つに、オーストラリアだけでも戦争で三億ポンド費したことをあげた。⁽¹⁵⁾ヒューズのような強硬論者が現われたことによつて、ここに、独逸同盟諸国の支払能力の限度を調査するために新しい独立の委員会が設立された。この委員会の議長になつたのはヒューズであった。委員会は左記のひとびとから構成された。保守党の「中庸な」意見を代表する、ウォルター・ロング (Walter Long)

カナダ蔵相フォスター (Foster, G. E.)、経済学者ヒューインズ (Hewins, W. A. S.)、シティーの「健全な」意見を代表させるために加えられた、著名な実業家で前英蘭銀行総裁のカンリフ (Lord Cunliffe) および大銀行家、ギブズ (Gibbs, H.)⁽¹⁷⁾。いずれも専門家と呼ばれるにふさわしいひとびとのように思える。計算にすぐれ、理性的な。彼らの出した結論こそ驚嘆すべきものであった。彼らは、ドイツが連合国に戦費全額を支払うべきであるという見解をとり、その額を二四〇億ポンド (＝四八〇億マルク) と定めた。「無償金」の原則は彼らの考えに全然なかつたようである。彼らの結論は次のようなものであった。

1. 連合国に対する戦争の全費用が敵諸国により公正に支払われるべき インデビタリー 償金の額である。
2. 大戦の全費用がどれだけになるかを算定することはまだ可能ではないけれども、利用しうる数字によれば連合国の直接的戦費だけで二四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドであったし、また委員会は、平時の状況に復した時に右の額の金利として年一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドを用意しえないと想定すべきいかなる理由も見出せない。
3. 償金は正金、現物、債券、および資金貸付をもって支払われるべきである。
4. 大戦の出費の払い戻しから連合諸国への経済的悪影響を恐れることは充分理由のあることではない。ところで払い戻しなしには、連合国諸国は——憂慮すべきほどに減少した人力、麻痺しかつ巨額の債務を負った産業をもって——世界市場で成功裡に競争することはできないであろう。
5. 償金の強制は将来の侵略に対する妨げとして働き、また世界平和の強固な保障となるであろう。⁽¹⁸⁾

委員会の報告書は、明らかに講和におけるイギリス経済政策の一方の主張を代表している。彼らの求めていることは、勝利の果実であり、戦敗国による戦勝国の戦費の肩代わりであり、経済的にドイツを従属させることであつた。

報告書には、労働力の喪失、産業の疲弊、そして対外債務についての資本家の嘆きが映しだされている。彼らの主張——専門家の意見として出てきたこの主張こそ、後に、イギリスの大衆を支配していた敵対感情の現われとして出てきた、といわれる政策の基調となるものであったのだ。専門家達の理性が大衆の排外主義的な感情によって曇らせられたのか。委員会が設置された時、大衆はまだ興奮してはおらず、タイムズは選挙民の冷静さをこそ、彼らの感情の変化を期待しながら、問題としていたのである。⁽¹⁹⁾ロイド・ジョージは回顧録で明らかにしている。委員会の報告が、商工会議所連合 (the Associated Chambers of Commerce) とイギリス工業連盟 (the Federation of British Industries) によって表明された意見を代表していたことを。⁽²⁰⁾賠償問題は「資本的妖怪」⁽²¹⁾であったのだ。

それでは、かかる結論を提出した委員会と彼らの結論について、彼らを任命した当のロイド・ジョージ自身はどのように考えていたのか。彼は書いている。「最も健全なシティーの意見と密接な関係にあった」二人の銀行家、カンリフとギップズを委員に加えることによつて、彼らの専門的知識が金融問題で一般的知識しかない政治家の意見を抑制するよう働くことを、彼が確信していた。⁽²²⁾また委員会の出した結論については、彼とボナ・ローはそれを「当てずっぽうで気まぐれな幻想」とみなしたと。⁽²³⁾彼に従えば、金融資本家達の方が根拠のない不合理な賠償要求を望んでいたわけである。主務官庁の顧問の進言に依拠して、巨額な賠償の取り立ての可能性を疑っていたのは政治家であつて、喜々としてそれを確信していたのは金融ならびに実業の専門家達であつた。⁽²⁴⁾「専門家達」は、巨額な償金取り立ての経済的悪影響を否定した。しかし、彼らが当然視していたように、それはドイツに対し経済的に過重の負担を強要するものであり、このことは国際経済に反作用することは当然考えられるのであつた。⁽²⁵⁾先述の、一月二六日の帝国戦時内閣で、ロイド・ジョージは膨大な償金強要の経済的問題点についてヒューズに次のように答えている。

「この〔信用の〕方法で債務を支払うためには、商品を売ることがドイツにとって必要となるでしょう。誰がその商品を買うつもりなのか。ドイツの支払うべき金額の総額は多分二〇〇億ポンドにも達するでしょう。連合国にとって、ドイツはこの額を支払うことになったとドイツに言うことは簡単でしょうが、このことは二世代にわたってドイツの労働者をわれわれの奴隷にすることなのです。誰かがドイツ製品を買わねばならないのですが、さし当たり、かかる商品のためのごみ捨て場をどの国が提供するのかわからない。さらに、われわれは商品製造のため原料を輸入することをドイツに許さねばならないでしょう。ドイツが巨額の償金を支払うための唯一の方法は、他の国より安く商品を製造してそれを売ることでしょう。」

ロイド・ジョージがこのような発言をしている以上、彼が、国際金融・経済に及ぼすであろう償金取り立ての影響をある程度正当に認識し、支払の合理的根拠を問題にしていたといえよう。彼が述べているように、金融・実業界の代表達が、後にその非合理性を問題にされる案を提出したのであった。それでは、膨大な償金を求める「ばかげた貪欲」は、いかなる感情的雰囲気の中で成長したものであろうか。この点について、われわれは彼らの不安や不満について指摘しなければならない。戦争遂行のため、イギリスは巨額の海外資産を失い、またロシアや東欧における革命勃発のため巨額の海外投資を喪失し、加えて、巨額の債務をアメリカに負うことになっていった。資本家達の置かれていたかかる窮境こそが、取れるだけ取らなければ嘘だという感情を高めさせていたといえるであろう。損失資産の埋め合わせについての願望が強ければ強いほど、膨大な償金取り立てへの希望的観測が一般化することになる。後に、その実行可能性を否定された巨額の償金は、実にこのような希望的観測に立つて要求されていたのである。そこでは現実の経済的・政治的諸条件についての検討と、一定の政策のもとら結果についての判断が停止されている。かくて政策は感情の流れ（＝勝利による全能の幻想）に左右されることになるのである。

賠償問題を含めて、戦後の国際金融の安定化を、英仏等の対米債務の帳消しに求めたケインズは、「もし一九一八年二月の総選挙がばかげた貪欲の代わりに思慮深く寛大な方針で戦われておつたなら、ヨーロッパの金融の見通しは現在（一九一九年末）どんなによくなつていたであろう」と書いて⁽²⁷⁾いる。彼は、選挙が「ばかげた貪欲」の方針で戦われたことの原因をもつばロイド・ジョージの権力維持の欲求と状況追隨的な指導に求めている。しかし、これまでの考察で明らかのように、ドイツの支払能力を無視した巨額の償金の要求は、シテイーを代表した者の要求でありまたイギリスで最も有力な新聞の要求であつた。償金取り立ては、講和の政治において、政府の方針である前に政府へ圧力をかけた集団の方針であつた。選挙戦の初期に、政府の最高指導者達はまだ「象徴の遺産」の処理に苦慮していたといえるであろう。償金要求に対し彼らが受け身になつていたということは、彼らがお民主的戦争目的の明確化を実現させたエネルギーを恐れていたからにはかならない。人民外交展開の状況においては、シテイーの右のような要求も、それがイギリスの対外政策となるためには、「世論」によつて支持されたものとして現われねばならないのであつた。かくて、右の要求を実現するためには、人民外交における政策形成過程の枠内で、支配層の欲求を民衆の要望に転化させることが必要であつた。ロイド・ジョージが支配体制の側に身を置いていた以上、彼の政治指導は、この世論統合の過程との関連で、その功罪を問われねばならないであろう。ノースクリッフの煽動下にあつて排外的になりつつある国民感情、戦争と革命に動揺している国民の感情の流れを、彼は政治的に凝結させねばならなかつたのである。以下において、一九一八年総選挙における、賠償問題をめぐるロイド・ジョージの世論形成の指導の問題点を検討してみることとする。

二 第一章で既に考察したように、一九一八年末の総選挙で、政府・与党は初め講和問題を選挙の争点としようと

はしてなかつた。連立派の選挙綱領はイギリス社会の「改造」リコンストラクションを中心に構成されていた。そして選挙戦の過程で講和問題についての排外主義的スローガンが改造の争点を圧倒していったのである。かかる状況の展開に新聞の力が重大な役割を担つたのであつた。状況の変化に対して、政府・与党が選挙の争点をすり替えたことは、彼らが、「改造」で戦ふことの不利なものと、戦争目的政治による《象徴の遺産》を恐れずに講和問題を論ずることの可能性とを見出したからにはかならない。「改造」をもつて戦う限り、戦争を経て階級の自覚を高めた労働者達は労働党へ彼らの一票を投ずるだろう。しかも、改造をもつて戦ふことは、償金取り立てに對するシテイーの要求を抑え、革命の恐怖におびえる富裕階級に犠牲を求めることを公約することであつた。保守党とロイド・ジョージとの連立政権が、ドイツ経済の抑圧という本来の戦争目的に返つて償金取り立ての要求を掲げたのは当然であつた。

ロイド・ジョージが、選挙戦で賠償問題について初めて論じたのは、帝国戦時内閣でヒューズが償金の取り立てを要求した時から三日後のことであり、この時の演説で、「ドイツはその能力の限界まで戦費を支払わねばならぬ」こと、およびドイツの支払能力を調査する強力な委員会を設立したことを、彼は明らかにした。この演説およびこれ以後の彼の選挙演説で問題となるのは、戦費の支払にドイツの能力の限界まで、あるいはまた「われわれの産業をこわさないような仕方だ」といった限定を加えたことである。一月三〇日に、彼は「償金問題」についてリッデルに次のように語っている。「ドイツは一銭一厘のはてまで支払わねばならぬ。しかし問題はある線以上をどのように支払わせうるかということだ。彼らはお金か商品のみ支払える。われわれは彼らの商品を取らうとは思つてない。それはわが國の貿易を害するだろうから」と。彼の演説や右の言葉は、償金取り立てについて、彼がなお「中庸な」態度を保持していたかに思わせるものがある。彼は不合理な償金要求を抑えようと努力していたようにもみえる。しかし、問題は

彼が「戦費」補償の要求を正当と認めたことにあるのであって、「戦費」補償には限界のあることを明らかにしたことにあるのではない。「講和の条件」にいう賠償の範囲が論ぜられたのではなく、戦費補償の要求がイギリスの要求として提示されたことが問題なのである。彼は自ら宣言した「民主的」戦争目的の目をつぶって、シティーの代表の要求する額の多寡を問題にしようとしていたのである。ヒューズやノースクリッフ、その背後にある資本家階級の要求が選挙の公約となりつつあったのである。

「ドイツは支払わねばならぬ」が一度政府指導者の口にのぼるや、償金取り立てを要求していたタイムズが政府に追い打ちをかけたのは当然であった。一二月七日の社説で、タイムズはドイツの支払能力の調査はイギリスの仕事ではないと主張した。「われわれの仕事はただ請求書を出すことである」と。⁽³⁰⁾さらに、九日の社説は次のように論じた。

「わが国に関する限り、緊急の課題は、請求書を準備して出すことである。われわれは、ロイド・ジョージ氏がこの処置を完全に明らかにしおおせたのだらうと繰り返し返すものである。ドイツの支払能力を決定することで考えられる唯一の動機は連合国の利益であらねばならぬのであるから、『ドイツを軽い罰で許す』ことにかかわっている有力者達にはきわめて多くの疑惑がもたれている」と。⁽³¹⁾この社説は償金要求論者達をとりまいていた情緒的雰囲気をもよく伝えている。彼らは連合国の要求はすべて実現されねばならぬという「全能の幻想」にとりつかれていて、内容の合理的か否かを問題にしていない。敗戦国を自分達の専断的決定に服させることが緊急の課題であって、持続的平和のためのヨーロッパ再建は二次的な問題であった。その当時の感情のままに流れて、将来への見通しを欠いていた。新聞が作り出そうとしていたのは、一定の政策でもプログラムでもなくて、ムードでしかなかった。一二月七日、ノースクリッフはロイド・ジョージへの書簡で、仏伊は償金要求額を準備したのに、なぜイギリスはそうしえなかったか質

した。⁽³²⁾

新聞が不合理な要求をたきつけて排外主義的ムードを煽っていたのに合わせて、政治家達もかかるムードの中へ彼ら自身を溶け込ませていった。二月九日、エリック・ゲッデス (Eric Geddes 総選挙後、ロイド・ジョージ内閣の無任所相) はケンブリッジで演説して、「私が再選されたら、ドイツに弁償、賠償、そして償金を支払わせるつもりだし、また私個人は、レモンから絞れるだけ絞るように、われわれがドイツからすべてを取り上げるだろうことを疑わない⁽³³⁾」と、選挙民に激しい口調で訴えた。「巨額の償金をドイツに支払わせる」は選挙のスローガンとなつた。償金はマイナスのシンボルであることを中断した。選挙民はこの象徴に喝采を送つた。そして、ロイド・ジョージもこのようなムードの中へ突進していった。二月一日、ブリストルにおける演説で、彼はドイツから「戦費全額を要求することを提案する」と明言した。⁽³⁴⁾

この時の彼の演説は、選挙民大多数の大きな関心事であつた徴兵制の撤廃を説くことから始まつている。民衆の具体的利益にかかわる問題がまず論じられたのである。「償金問題」については、政府の方針が次のように要約された。「第一に、正義が問題とされる限り、われわれはドイツから戦費全額を要求する絶対的権利を有する。第二点は、われわれが戦費全額の要求を提案するということである。(喝采) 第三点は、それを強要することになる場合に、諸君はそれを支払つている国に対してよりもそれを受け取る国に害にならぬ仕方で強要せねばならないということである。第四点は、連合諸国も多額の償金^{インデムニティー}に対する請求権を得たのであるから、彼らは方にわれわれと条件を一にしているのであり、彼らはわれわれと連絡して提案を調べているということである。……確かに、連合国がまず第一に考えていることは、ドイツが戦争をしかけた国民の利益であつて、人類に対する罪を犯したドイツ国民の利益ではないと

いえよう。」このプリストル演説の問題点は大別して二つある。一つは右の文中に示されているところの「戦費全額の要求」である。他の一つは、彼がドイツの支払能力の限界を問題にした時、ヒューズの委員会の出した要求額を問題にしたことである。戦費要求の根拠は何に求められたであろうか。一四カ条を中核とする「戦後処理の原則」は、「加えられた損害」に対する補償についてしか規定していかないものであるから、戦費支払要求の具体的根拠は「講和の条件」^{ドリスミス・ノート・ウィズ}の中に見当たらないのであった。ロイド・ジョージは「戦後処理の原則」と戦費支払要求との関係を論じようとはしなかつた。ただ、比喩的説明を繰り返しただけである。「世界のあらゆる文明国の法によつて、不法な行為を犯した側が訴訟費用を支払うのである。(喝采)この原則には全くなら疑問をささむ余地もない。われわれが将来に望んでいることは、個人間の関係におけるように国際間の関係にも同様の原則を——正邪の原則をたてようということである。そうした場合、不法なことを行なつてそれを決するため訴訟をいどんだ国民が訴訟費用を支払わねばならぬ。(喝采)」説明としては陳腐といえるようなものである。彼は戦費支払の要求が復讐の問題ではなくて、正義の問題であると述べている。論調は一九一七年夏へ逆戻りしたのだ。⁽³⁵⁾戦費全額の要求が「貪欲な欲望」——彼は数週間前に正義の基本原則を変更するようなそれを許してはならぬと説いていた——以外のなにかであつたらうか。

さて、問題の要求の額は、既に指摘したように、「ドイツはその能力の最大限まで支払うべきである」という彼の主張の理由が説明された際に、持ち出されたのである。なぜ常に「その能力の限界まで」と言わねばならぬかを彼は説明して、まず、政府が社会に誤つた期待をもたせるようにするのは正しくないということをあげた。そして、彼は、それまでの経過の要点を説明したのである。これ以後平和会議中を通じて問題となる数字が出されたのはこの時である。彼が政府の「財政顧問」に協議したところ、彼らは「疑いをいだいていた」と述べて、彼は「彼らの理由」を次

のように説明した。「戦前ドイツの富は一五〇億と二〇〇億との間にあると推定された。これが推定として与えられた数字である。要求額は二四〇億であるから、従つてもしこの推定が正しいなら、……この富の全部を取つたところで——だがその富が得られるようにするため働かせられてきた七〇〇〇万の国民がいるのだから、そうすることはできないのだ——それでも足りないであらう」と。これに続けて、彼は財政顧問達のあげる第二の理由として、年支払額一二億ポンドを問題にした。その出所を明らかにしてないが、この一二億という額が二四〇億の五%に当たること、そして税金が安いとはいえぬイギリスの行政経費が、五ないし六億ポンドであることを聴衆に説いた。彼はこの事実を胸にきざんでもらいたいと訴える。「われわれが、引き出しうる最後の一ペニーも、ドイツからその能力の限界まで取り立てると私が言つてきた理由として、これらの事実を心に止めておいてもらいたいが、私は、ドイツの支払能力についてもつと分るまでこの問題で一般国民を誤導しようと思わないし、また票を得るために、そうする気もない」と。こう述べた後で、その前夜に、ドイツの支払能力と全問題を調査するための「強力な委員会」からの報告を受け取つたことに触れた。彼はこの委員会が政府の役人達よりも選挙民を喜ばせうる推定をドイツの富についてなしていると述べている。そして彼と委員会が二つの条件——イギリスは大量の占領軍をドイツに駐留させるべきでないことおよびドイツによる支払が「労働者を酷使して造つた商品をこの國に投げ売りすること」なされてはならぬこと——で同意した、と彼は述べている。委員会報告について彼が述べていることは、言つてみれば、償金強要のための占領軍派遣や巨額な償金を得るためにドイツの商品を押しつけられることが起りはしないということに、委員会は樂觀的見解をとつているということにすぎない。

その他の彼の選挙演説においても、ブリストル演説で述べたこと以上のことを言つたことはない、とロイド・ジョー

ジは書いている⁽³⁶⁾。また、委員会の報告書はきわめて不合理なものだったので、彼はそれを公表しないことに決したといふ⁽³⁷⁾。彼は当時の彼の政策を弁明するに、一九一九年に英仏の世論はドイツに支払わせることに完全に賛成していたと書いている⁽³⁸⁾。それでは、世論はなにをドイツに支払わせることを要求していたのか。プリストル演説の政治的問題は戦費支払の要求をイギリス首相が選挙で公約して、「地滑りの勝利」をおさめた点にある。まず公約の直接的効果からみようと、首相が戦費支払の要求を公約したことは、与党の候補者に無責任な内容のスローガンを提供した。彼らは、ゲッデスにおけるように、ロイド・ジョージが慎重に論じた取り立ての諸条件など問題にしなかった。そして、彼らは勝利をおさめたのである。それでは、世論は、「豚がキキキ鳴くまで絞る」ことを要求していたのであろうか。この選挙中に、ノースクリップはロイド・ジョージに電報を送って、民衆はドイツから得る賠償の正金額が明確にされることを期待していると伝えた⁽³⁹⁾。選挙後、タイムズは二四〇億の要求を選挙におけるロイド・ジョージの公約として論じ出した。平和会議最中、イギリス代表は自国民衆がそのような額の賠償を要求しているかのごとく論じし、さらにその後には、不合理な要求が大衆の排外主義的感情あるいは人民外交の展開によるものであるかのごとくみる神話が成立した。民衆は、彼らの具体的利益として、税の軽減を求め、この欲求が戦争中に煽られてきた敵対感情と合致して、「ドイツに支払わせること」を要求していたかもしれない⁽⁴⁰⁾。しかし、民衆が「二四〇億」を要求したことはないのである。既に考察したように、要求額についての意見は二〇億から二四〇億にわたるような大きな相違を示していた。二四〇億ポンドは、金融資本家を含む政府の委員会の出した数字であり、二〇億ポンドでは少なすぎると初めに叫んだのはヒューズでありノースクリップであった。選挙の序盤戦で、チャーチルが、ドイツは一八七〇年にフランスから多額の償金を取った、われわれはその十倍もドイツに支払わせるだろうと述べて、 $25 \times 10 = 250$ 億の額

を示した時、選挙民は長い喝采でこれを迎えたのである。選挙民に判断の材料が提示されていない以上、二〇億に彼らが償金を求めていたにしても——拍手してなんら不思議ではない。問題は、「償金」の要求を選挙民に訴え、その額を右のような誤った単純化で提示した政治家の指導の側にある。

政治家達が問題の理性的な解決よりも、大衆の感情をかきたてようとする時、象徴操作が重要な手段となる。それは事柄の客観的な分析を離れて、その時の感情の流れに働きかける時、最もその効果を發揮する。その賛否が問題となっている時、二〇億要求への喝采を得ることより、二〇億へ喝采する選挙民から二〇〇億への喝采を得ることの方が容易である。そして煽動に頼る限り、政治家の訴えは二〇億よりも二〇〇億へと向うことになるのである。問題は象徴操作の結果、専門家が問題としていた実際の可能性が無視されたことにある。そして、その実際の不可能が認識されるようになって、政治指導者は自ら播いた種は自ら刈り取らねばならないのであった。平和会議の冒頭で、ロイド・ジョージは「世論の雑音」による講和の危険を説いたが、雑音自体はロイド・ジョージ自身のあやふやな態度によつて大きくなったものである。さらに、それは本来支配層の貪欲な欲求と体制の経済的基礎の動揺との接点で生じていたのである。

以上で考察したように、ロイド・ジョージ個人は、戦費全額の支払を要求することで、ヒューズ、カンリフ、そしてノースクリフに同調しながら、巨額な償金取り立ての経済的悪影響を認識して、支払能力の限界を問題にすることで、ケインズの考えを幾分受け入れていた。この矛盾した態度は平和会議にも持ち込まれた。しかも、ヒューズ、カンリフおよびケインズは、いずれも平和会議の賠償委員会のイギリス側委員として、賠償問題で重要な役割を担つたのである。その結果、ロイド・ジョージの態度は、カンリフ等の路線とケインズの路線との間を振幅として動揺するこ

とになるのであった。

(1) 一九一九年の講和において、主要列強のうち、膨大な賠償あるいは償金を求める国内世論の圧力から免れていたのは、アメリカ代表のみであった。Burnett, vii. 賠償問題の決定に、世論、殊に英仏の世論が著しく影響していたという指摘は非常に多い。しかし、多くの場合に、批判の対象となる英仏の「世論」について、充分な検討がなされているとは思われない。本稿においては、世論そのものの分析は必ずしも意図されていないが、ただ、不合理な決定の原因を漠然と「世論」や大衆の感情に求めることが正しいものであるかどうかを、幾分なりとも掘り下げて検討しようと思う。

(2) Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, p. 134. 一九一八年一月二五日の覚書で、アメリカ代表団の経済専門家デーヴィス(Davis, N.)は、「ケインズが次のように語ったと書いている。「最も重要な問題の一つは、償金に関し休戦協定で定められた制限に基づいて決することである。この問題のあとで多分最も重要な問題となるのは、彼の意見では、経済および金融の問題であろう。多くの軍事的、政治的、地理的協定は、適切に規定されぬと金融や経済的原因によって無効にされたり取消されよう」」と。Burnett, Document 49.

ウイルソンとクレマンソーは、経済や金融の問題自体には充分の関心を示していたとはいえない。例えば、ウイルソンは、ヨーロッパへ向う途中の船上で、彼が「経済問題にあまり興味をもっていない」と随員に語っている。Baker, II, 275-76. また、クレマンソーは、経済の問題を自ら論じようとしたことはなくそれをもっぱら産業再建相ルシニョールに任せている。

賠償問題の問題点を明らかにする意味で、「講和の経済的帰結」で展開された批判点と、マントウによるケインズ批判について簡単に触れておくこととする。ケインズは「講和の経済的帰結」の主内容を以下のごとく要約している。(一)ドイツに対し連合国が企てた損害賠償要求は支払不可能であったこと、(二)ヨーロッパの経済的連帯はきわめて密接なのでその要求を強行しようとすることはあらゆる国を破滅させるであろうということ、(三)ドイツによってフランスとベルギーに加えられた損害の金高は過大に算定されたこと、(四)連合国の要求に恩給および扶助料を含ませたことは信義を破るものであったこと、(五)ドイツに対する連合国の正当な要求額はその支払能力内にあったこと。Keynes, *A Revision of the Treaty*, p. 99. これに対し、マントウはケインズの主張に全面的に批判を加え、平和条約の賠償条項は正当でありかつ実行可能であったと論じた。(E. Mantoux, *The Carthaginian Peace*) 彼の批判はケインズ自身によって列挙された右の主要論点に対するものとどまってははいない。ここでは、ケインズ自身によって

あげられた諸論点に対する二、三の批判について紹介する。

まず、賠償問題は充分な考慮の対象となつたかについて、マントウは、平和会議で賠償委員会が設立され、そこで問題が審議されていふことをあげて、賠償問題は正式に審議の対象となつたと主張する。また、「ドイツ支払能力の科学的考察は最初から問題にされていなかった」というケインズの見方を彼は否定する。(p. 106) ケインズの本の最大の問題点、すなわち賠償要求額は不可能なものであつたかどうかについて彼は次のように論ずる。ケインズはドイツの全支払能力の最大限を資本価値二〇億ポンドと計算したが、これは支払能力を不当に低く押えたものである。一九二五年までにドイツの国民所得の名目価値は、ケインズがその四年前に計算した額の四倍になっている。一九一九年、ヴェルサイユで論ぜられたドイツの「最大」年支払額八六億マルクは、一九二五年におけるドイツ国民所得の約一四・三%の徴集を意味した。ドイツ経済が最も好条件下にあつた、一九二九年についてみれば、右の八六億ないし、ヴェルサイユでの「最小」年支払額七三億の徴集は、夫々その年次の国民所得の一・三%および九・六%にあたる額であつた。従つて右のような条件の下で、ドイツが賠償支払によつて困窮に陥つたであらうとは思われぬ。(p. 110) 第二次大戦直前の六年間にドイツは再軍備だけで九〇〇億マルク費した。年額平均一五〇億である。この数はヴェルサイユで出された年支払額の低い方のその二倍強であり高い方のその二倍弱である。それはケインズが推定した額の七・五倍であつた。(p. 111) ところで右のようにドイツの富の増大が明らかにされても、そのことは直ちに「国外への」支払能力の増大を意味しない。賠償案の実行不能性についてのケインズの議論の核心は、ドイツが連合国の要求額を輸出超過によつて支払いかどうかという点にあつた。(トランスファー問題。transfer problem。マルクで調達された賠償金をどのようにして国外の受取国に支払うかについての問題。) マントウは一九三一年まで、ドイツの国際収支が大体赤字であつたことを明らかにしている。だが、彼はこの問題に賠償支払の不可能性の論拠を認めようとはしない。トランスファー問題に関する彼の反論についてハロッドは、マントウの議論が「極端に脆弱」であると評している。ハロッド『ケインズ伝』(塩野谷訳)Ⅱ、三九六頁。

連合国、殊にフランスとベルギーの要求額がその損害についての過度の推定によるものであつたかどうかについて、マントウは統計的批判を行なつてゐる。(フランスの要求が不当に高いものでなかつたという反論において、彼自身が誤りを犯しておるといふ批判については、ハロッド、前掲書、三九八頁参照。) また一九二一年に、賠償委員会が決定した賠償額が一、三二〇億マルク(六六億ポンド)であつたことから、彼はこの決定額が恩給等を加えた場合の賠償負担額としてケインズあげた八〇億を越えなかつたことを強調する。そして恩給や扶助料を加えたことは、信義にもとるものでなかつたことと主張する。(その論拠は、フランス蔵相クロツツが平和会議で主張したのと同じく、休戦協定第一九条に求められる。) 特に、ウイルソンやスマツツがそれに同意したことが指

摘される。マントウの議論は全面的に、フランスの立場を代表する。—フランスは正当な権利を主張したのであり、ドイツは正義の原則によって種々の義務を課せられた。この義務をあくまで履行させようとするに何の誤りがある。マントウの観点からすれば、連合国の要求額は支払不可能とみたケインズの議論は、政治的な方便に墮したものとされるのである。

(3) ハロッド、前掲書II、四〇三頁。

(4) Cf. Thompson, Meyer and Briggs, *Patterns of Peacemaking*, p. 101; HPCP, II, 47-8.

(5) Baker, II, 281-86.

(6) Lloyd George, I, 81, 90, 492.

(7) Lloyd George, *War Memoirs*, V, 2520.

(8) *Ibid.*, 2522.

(9) 第二章で考察したように、「無償金」を講和の条件とすることが、戦争目的政治における最大の争点の一つであった。償金 indemnity は、一般に戦争によって被った損害を戦敗国に補償させる以上の利得を、懲罰的な意味で取得する点で賠償と區別される。償金は、軍事的征服に伴う掠奪品の形態と明確に區別されねばならぬといえ、その起源はそういった面にあるのである。戦争目的政治で非難・攻撃の対象となったのはその掠奪の性格であった。次に、償金が否定され、損害に対する補償要求が残った場合、損害にはどの範囲までのものが含められるかという問題が生じた。特に問題となるのは戦費である。第一次大戦が全体戦争であったことから、戦費は膨大なものとなっており、それを損害に加えるだけで、損害補償要求は従来の償金賦課の懲罰的意味をもった。従って、賠償に、戦費や人的損害、精神的損害、さらに失われた利益の損害等に対する補償の意味をもたせれば、實質的に償金賦課と同様の効果を期待しうるのであった。ただ、「象徴の遺産」という問題に照らして考えれば、賠償や償金の言葉に何を含ませようとしていたかに拘りなく、否認された償金の語を使用すること自体一つの政治的意味を、状況の推移を、その語が話されている場の雰囲気を示し、伝えるものである。従って本稿ではその内容にかかわらず一律に「indemnity」には「償金」を、reparationには「賠償」の訳語をあてておくこととした。

(10) FR, Paris 1919, III, 682. ハッスに於ける同様な指摘、Burnett, Document 55.

(11) Burnett, p. 8. 休戦の条件と成立した条約における賠償条項の原則的矛盾、条約による休戦条件の歪曲をいち早く問題にしたのはケインズであった。Keynes, *op. cit.*, pp. 51-60, 103-6; *A Revision of the Treaty*, pp. 136-44.

ランシング通牒でドイツに伝えられた留保条項が論せられた段階では、ロイド・ジョージも戦費金を否定していた。一九一八年、

- 一月三日、連合国最高会議で、ベルギー外相が、留保条項として加えられる字句について、「単に『普通人民に加えられた損害』(damage caused to the civilian population) よりももっと広い意味の言葉とすべきだ」と主張した。これに対しロイド・ジョージは、「われわれが戦債金を欲しているかのごとくドイツに思わせるようなものを休戦条件に入れることは誤りだと思ふ」と述べているのであつて。Burnett, Document 32.
- (12) ハロッド、前掲書Ⅱ、三三〇—三三二頁。Cf. Lloyd George, I, 484-5. ケインズは、「講和の経済的帰結」の中で、連合国の要求すべき損害賠償額を二一億二千万ポンドと計算し、また休戦前の協約(すなわち本稿にいう戦後処理の諸原則)に基づいた要求額は、一六億ポンドを越えるが三〇億ポンドには達せぬとみている。Keynes, op. cit., p. 123. 休戦後間もなくデーヴィスはケインズから、イギリスは敵によって不法に破壊された船舶の損失を除き、その他の償金を要求する意図のないこと、および償金に対する過度の要求に反対しようとしていと聞いている。Burnett, Document 49.
- (13) Burnett, Document 59. Cf. Keynes, op. cit., p. 193 n.
- (14) 一九二八年価格による、一九一三年におけるドイツの輸出額は、一四九億マルク、すなわち七億四千五百万ポンドであつた。ユルゲン・クチンスキー『ドイツ経済史』(高橋、中内共訳)統計表九頁。この数字だけでも四〇億ポンドの支払を要求されること、ドイツにとって莫大な負担となることはあまりにも明瞭なことであつた。
- (15) Lloyd George, I, 449-51. 商務省の覚書はその作成を一九一八年一月一七日に命ぜられている。さらに終戦の場合における、償金取り立ての経済的効果の調査については、一九一六年の末に命ぜられている。Ibid., 444. このことは償金に対しイギリスがいかに強い関心をもっていたかを示している。
- (16) Ibid., 453.
- (17) Ibid., 458-59.
- (18) Ibid., 460-61. 年一二億の支払可能といふことは、シテイーにおけるカンリフの調査結果として彼が出した額である。Ibid., 476.
- (19) 本誌、一三卷二号、一〇〇頁参照。
- (20) Lloyd George, 461, 478.
- (21) 有沢広巳・阿部勇『世界恐慌と国際政治の危機』八〇頁。
- (22) Lloyd George, 459.
- (23) Ibid., 461. ヒューズの委員会の出した償金額について、ロイド・ジョージは内閣でそれを審議した際、そのような額が手に入れ

とては思はるゝ。Ibid., 481.

(24) Ibid., 457.

(25) 國際經濟に対する反作用の中心的問題はトランスファー (transfer) の問題である。「ドイツ人の労働が国内で資本増進のために生み出す年々の剰余は、理論的にも實際的にもドイツが国外に支払いうる年々の買物の尺度たりえない」と、ケインズは書いてゐる。Keynes, op. cit., p. 193. 膨大な額の賠償支払は既に指摘したように、輸出市場で連合国特にイギリスとの激しい競争にドイツを追い込むものであった。ハロッドは当時多くの政治家が、「賠償金を単純にそれだけの金額の小切手を書き、それを市民から取り立てるものに過ぎないかのごとく考え」ていたことを指摘している。ハロッド、前掲書Ⅱ、三三三頁。

(26) Lloyd George, I, 453-54.

(27) Keynes, op. cit., p. 135.

(28) The Times, 30 November 1918.

(29) Riddell's Intimate Diary, p. 3.

(30) The Times, 7 December 1918.

(31) The Times, 9 December 1918.

(32) Riddell's Intimate Diary, p. 4.

(33) The Times, 10 December 1918.

(34) The Times, 12 December 1918.

(35) 本誌 第一三卷第二号、七八頁参照。なお償金の語を使う時、話し手は「戦費」を支払わすことを償金要求に含ませていたといふ。

(36) Lloyd George, I, 467.

(37) Ibid., 461.

(38) Ibid., 467.

(39) Ibid., 470.

(40) 本稿、第一章第二節で考察したように当時の一般の感情は、種々のものが入り混っておりしかも各階級間ではかなり違ったものであったと考えられる。従つて、膨大な賠償に対する要求についても排外的感情の強さというこの前に、戦争中に抑えられてい

た欲求の爆發という面が考慮されねばならないであらう。

(41) Churchill, *The World Crisis: The Aftermath*, pp. 46-7.

第二節 「戦費」対「損害賠償金」

一 一九一九年には四群の経済問題が存した。(一)中欧諸国、および戦争中これらの国によって占領された国に対する緊急の援助の必要、(二)ヨーロッパの生産力回復および東欧新興国のための経済発展計画の立案における困難、(三)非ヨーロッパ圏諸国経済の拡大に伴う国際経済の中心の移行、(四)戦勝国と戦敗国との間の金融取り決めの困難。賠償問題は第四の問題群に属したが、その他の問題とも深く関係していた。殊に、第三群の問題と不可分な関係にあった。所謂、連合国間の戦債問題とは離しえぬ問題であった。すなわち、戦争中、交戦各国は莫大な戦費の調達に苦慮し、その一部を外債に頼ったのであり、かくて戦争が終結した時、戦争の経済的遺産として、アメリカを除く連合諸国には巨額の債務が残されたのである。(2) 英仏連合国が、平和会議における経済問題として、殆ど賠償だけを問題としたのは、彼らが巨額な戦債をかかえていたことと不可分に結びついている。

賠償問題の解決には次の三つの争点があつた。一、ドイツが支払を求められる額、二、連合国間におけるその配分率、三、世界の経済・金融体制を破壊しないような支払方法。平和会議における賠償問題の審議はまず賠償委員会の設立から始まつた。一月二三日、ロイド・ジョージは、委員会の設立および当該委員会による独逸同盟諸国の支払うべき賠償総額、支払可能額、および支払形式についての調査・報告を求める決議案を提出し、十人会議の承認をえた。(3) 賠償委員会は、ロイド・ジョージの決議案に従つて、三つの小委員会から構成された。第一小委員会は損害の評価ある

いは賠償のカテゴリの問題を扱った。第二小委員会は支払能力を、第三小委員会は支払を履行させるための制裁あるいは保証を審議した。委員会の審議は、まず第一小委員会の仕事に集中されたといえるであろう。二月三日、賠償委員会はその第一回の会合を開き、賠償の原則を審議することに決した。各国は夫々の原則を提示することになった。しかし当初、賠償についてならんかの明確な基本線を出したのはアメリカ代表のみであった。彼らの主張点は、ドイツの課せられる賠償義務は休戦前に宣言された講和の条件に公正に従って定められること、すなわち損害の賠償のみが徴収されるべきであり、戦費を含まないということであった。⁽⁵⁾

ロイド・ジョージはこの賠償委員会にイギリス代表としてオーストラリア首相ヒューズ、カンリフおよびサムナー(Lord Sumner of Ipsstone Lord Appeal in Ordinary 常任上訴裁判官)を送っていた。イギリス側委員の選定におけるこの決定は、彼が、賠償を「獲物」の取得という観点から処理しようとする政策に組みしていたことを意味する。彼ら三人はいずれも巨額な償金を要求することにおいて強硬であった。二月一〇日、ヒューズは委員会で彼の意見を表明した。彼の演説は賠償要求についてのイギリス的観点を明らかにしている。彼はまず、「賠償の権利」についての原則を論じた。「賠償の権利の基礎となつてゐるところの正義の原則は、不法(wrong)がなされ損害を蒙つた時、不法をなした者は、その力の限り、不法を矯正すべきであるということである。それは補償の問題であつて、懲罰のそれではない。……この原則はあらゆる法制度において普遍的に承認されている。」補償の場合、不法の性質は問題にならない。すなわち、ヒューズは、市民とその財産に対し加えられた損害ではなくて、「不法」一般を問題とすることによつて、補償の対象に、財産のみならず、「生命、四肢、健康、自由、あるいは他のなんらかの権利」に加えられた損害を加えた。原則の次に、彼は原則の適用を論じ、大戦の侵略者はドイツと他の敵諸国であり、大戦は彼らのみがそれに責任を負う「途

方もない不法」だったとした。この不法に伴う莫大な人的・物的損失——多くの人間の死傷、都市の破壊、貿易と産業の破壊、莫大な額の軍事支出等——は、不法な行為による被害国の国民の上に税金としてかぶさってくる。「人間性にかかる不公平を嫌忌する。賠償の原則は、この出費の全部が、敵諸国民の支払能力の限り、彼らに負わせらるべきことを要求する。」彼のいう原則の適用から導かれた結論の強調点は、破壊された地域の回復に対する要求と全面補償 (general compensation) との間には絶対になんらの区別もないということにあった。直接領土を破壊されなかつた国、イギリスやオーストラリア等は、フランスやベルギーとは異なつた形ではあるが、災害を蒙つたのである。彼は、イギリスが莫大な債務を負い、貿易をめちゃくちゃにされ、何百万トンという船舶を破壊されたことを指摘する。ベルギー人の損失とイギリス人の損失との間にいかなる違いがあるか。イギリス人の損失は「直接的にドイツの侵略の結果であると同時に、現実のものであり、大きなものである。」従つて、賠償の原則の適用は完全なものであらねばならず、また不公平であつてはならない。⁽⁸⁾

ヒューズはこのように述べて、賠償を「実際の損害」(actual damage)に限定して戦費を除外しようとするアメリカ代表の主張に反対したのであつた。彼の反対は、要するに、アメリカ代表の提示した原則に従う限り、英本国に対する空襲による損害位しか英帝国の取り分がないということについての不満から出ていた。このアメリカ対イギリスすなわち「損害賠償金」(damages)対「戦費」(costs of war)の闘争において、フランスはイギリスに組みした。⁽⁹⁾そして、論争は激化していった。イギリス代表達が、ウイルソンの「戦後処理の原則」に挑戦し、「賠償」を「償金」に転化させようとしていたことは明らかである。

この論争の最中に、アメリカ側委員は、その解決について婦米途上のウイルソンに指示を求めた。これに対し、ウ

イルソンは、アメリカ代表は賠償の中に戦費を含ませることを拒否すべきであるとして、「われわれはそのことの本質的な不正を理由にしてでなく、それは、われわれが慎重に敵に期待させたことと矛盾し、また単にわれわれが権力をもっているからといって正しく変えうるものでないという理由で、もし必要なら公に異議を唱えるべきである」と、回答した。⁽¹⁰⁾ (二月二十三日) このウイルソンからの電報に力づけられて、アメリカ代表は既定の方針を押し進め、遂に非公式会議で、戦費を計上しないことについての暗黙の承認を獲得したのであった。⁽¹¹⁾ そして、三月の第一週の終わりに、英仏連合軍からの戦費要求の圧力は存しなくなったようにみえていたといわれる。⁽¹²⁾

さて、賠償のカテゴリーに関する委員会の論争は、主として「講和の条件」に関する解釈論であった。既に、賠償委員会におけるヒューズの演説について指摘したように、一定の解釈の背後には明確に、一定の意図が働いていた。アメリカ代表が賠償に戦費を含ませないように努力したのは、経済的には、彼らが国際経済の安定を求めたこと、換言すれば、ドイツに膨大な賠償金を課することによって、戦争の結果として形成されたアメリカ中心の国際金融体制が不安定なものにならないようにしようという彼らの期待と深く関連している。このことは賠償支払年限を条約に定めないという英仏の主張が現われた時より明確なものとなる。他方、英仏にとって賠償の獲得は国内経済の再建や戦債支払の問題であった。前節において、われわれは、排外主義的なマス・ムードの中から出てきたように言われる債金要求が、実は金融資本の要求に深く根をおろしていたことを検討してきた。戦費要求は大衆の心理を充足するため以上に、経済的に必要と考えられ、欲求されてたのである。英仏にとって、国内再建の当面の財政的基礎が必要であった。アメリカに債金の取り立てを反対される時、英仏代表の脳裏を去来したのは戦時債務の帳消しであつたらう。一九一八年一二月末の帝国戦時内閣で、英米の利害の対立が論議の的となつた際に、チャーチルは発言して、合衆国に

対するイギリスの債務を帳消しにするのなら、イギリスは償金問題でいくらかウイルソンの意向に応じうるかもしれないと述べている。⁽¹³⁾ 戦債問題こそは賠償問題ひいては戦後のヨーロッパ経済・金融問題の核心であった。「ヨーロッパは難局を乗り越えて生きてゆくためには、アメリカからの非常に多くの寛大な行為を必要と⁽¹⁴⁾」していた。だが、英仏がドイツに寛大でなかったように、アメリカは英仏に寛大でなかった。戦費論争に一つの段落が既につけられていた、三月一日、平和条約財政条項起草委員会は、財政委員会に付託された第一の主題は、「戦時債務の整理、再割り当て、再引き受けに関する連合国の協定」であると記した報告書を提出した。だが、三月八日にワシントンで示されたアメリカ財務省の回答は冷淡であった。「財務省は……平和会議その他いづれの場所でも、合衆国によって保持されている外国諸政府の債務の免除、整理、あるいは再割り当てに関するどのような計画や取り決めについてのいかなる相談にも応じないであろう⁽¹⁵⁾」と。この回答が明らかにされた数日後から、再度「世論」を満足させるような額の賠償が、今度は英仏首相らによって直接に要求されることになったのである。

二 一九一九年二月後半から三月初めにかけての三巨頭不在の時期を過ぎると、「実際問題」の審議が急速に進められることとなり、賠償問題の解決も三月下旬に山場を迎えることとなった。三月一〇日、ロイド・ジョージとクレマンソーは、ウイルソンの帰米中アメリカ首席代表であったハウス大佐と会談し、賠償問題について最高会議へ報告書を直接答申することを目的とした、三人の専門家からなる委員会の設置を決定し、またその委員には、夫々英仏米を代表するモンタギュー (Montagu, E. S.)、ルシュールおよびデーヴィス (Davis, N.) をあてることにした。この会談で、ロイド・ジョージとクレマンソーは英仏夫々の議会の状態を理由に多額の賠償の取り決められることを望み、また賠償と称するに足る額を欲していると述べた。⁽¹⁶⁾ ところで、その数日後にロイド・ジョージは、「償金問題」が連合国のトラブ

ルの原因となつてゐること、フランスの諸要求は不合理であること、そして彼はフランスの諸要求に同意しないであろうこと、いかなる国が優先権をもつことにも反対すること、そして要求は理性的なものであらねばならぬ、とリッデルに語つてゐる。彼は賠償についての彼の態度を説明して、まず初めに損害が見積られ、次に加害者の支払能力の確認がなされるのであるとし、「配当として手に入る資産のより大きな分け前を得ようとして、その要求を水増ししようとするような債権者達の態度」に彼は反対すると語つてゐる。このような、「破産財産に対して要求する際の古いやり口」が、賠償問題でフランスのとつてゐる方法であると彼は見ていたようである。この段階で、ロイド・ジョージが要求の合理的たるべきことを主張したのは、巨額の賠償要求の不合理性を説いたものであろうか。彼が優先権を認めることに反対してゐたことから考えて、フランスの要求の不合理を批判した時、彼が問題としてゐたのは賠償総額よりも賠償配分の割合ではなかつたであらうか。

前述の三人からなる委員会では、アメリカ側委員デーヴィスは、経済の観点からの評価額についての結論を得るために「政治的考慮」を除外することをルシユールに強く訴へた。かくてルシユールは個人的意見として、ドイツの支払可能額が二〇億ポンドほどであることを認めた。この額はそれ以前にケインズやデーヴィスによつて同意されてゐたし、また既にモンタギューの支持を得てゐたといわれる。また賠償金の配分率について、デーヴィスはルシユールとモンタギューに英仏夫々全額の五五%、二五%の案を受け容れさせることに成功した。だが、三巨頭への報告書提出が命ぜられると、モンタギューとルシユールは右のような低い額を報告することに「幾分神経質」になつた。かくて、彼らの報告書は政治的に実行可能であるようなものにされたが、それでもその全体の調子は賠償支払の可能性についての彼らの検討を反映してゐた。彼らは一、二〇〇億マルク（一六〇億ポンド）の要求を勧告し、そのうちの半分は

正金で、他の半分はドイツ通貨で支払わなければならないことを提案した。このドイツ通貨分は諸条件が好転した時に初めて他國通貨に兌換さるべきものとされた。⁽¹⁹⁾三月一日、三人の委員達はウイルソン、ロイド・ジョージおよびクレマンソーに会つて彼らの結論を説明した。まず、ロイド・ジョージは、カンリフやクロツツがもつと高い額の勧告を常にしてきたと述べて抗議した。だがデーヴィスが、連合國はその市場をドイツ商品で充満させる余裕はないと説いてカンリフらの意見を採り得ぬことを明らかにした。ロイド・ジョージとクレマンソーは共に最後の事実を直視し合理的な額に同意した方がよいという結論に達した。パーネットは、この結論で交渉が転機に到達したように思われた、——政治的渴望が経済的論議に遂に道を譲つたかのごとくみえた、と書いている。⁽²⁰⁾

だが、この時点はロイド・ジョージの方向転換運動の開始点であつた。方向転換の一つの契機は個人的な理由によるモンタギューの帰國であつた。ロイド・ジョージはモンタギューの代理にサムナーとケインズを据えた！この選択はこれ以後の彼の賠償政策の性格を決定づけるものであつた。彼の態度はサムナーとケインズとの間を振幅として動揺することになるのである。三月一七日、ロイド・ジョージはヒューズ、カンリフおよびサムナーから、最初の一年半ないし二年以内に一〇億ポンド、そしてそれ以後支払額を増して一九二六年には年六億ポンドを計上し、以後約三十五年間の支払継続を提案した覚書を受け取つた。⁽²¹⁾また、サムナーは一八日の会議でこの資本額一〇億ポンドにのぼる重い賠償を求める議論を展開した。ロイド・ジョージは、一五日の結論を無視したこの要求に対するウイルソンの批判をかわす一方、ケインズと協議してより穩健な要求案の作成を彼に依頼した。⁽²²⁾三月二二日、ケインズは、一九二〇年に年額五千万ポンドで年々支払額を増加させていつて、一九五一—六〇年には年額四億ポンドに達する計画を作成した。この計画は、領土の割讓の外に、総額一一〇億ポンドの支払を含むものであつたが、五分の利率では現在値は

三八億ポンド、四分の利率では四五億ポンドにすぎなかつた。⁽²⁶⁾しかし、この計画がサムナーやカンリフ、さらにその後にある保守党勢力を満足させないことは明らかであつた。ケインズの案の提出された日に、ロイド・ジョージはデ
 ーヴィスとラモン(Landon, L. M. 平和会議におけるアメリカ
 カ側財政問題専門家、モルガン財閥を代表)に、もし彼らがサムナーとカンリフを同意させえたら、五〇億
 ポンドは彼の全く受け容れうるところとなるであらうと述べたといわれる。⁽²⁷⁾また、二六日の四人会議で、「私の方の専
 門家連は有能ではあるが、頑固だ。私は、サムナー卿、この著名な判事できわめて立派な人に、もしわれわれが余り
 に無理強いすると、ドイツのボルシェヴィズム化の危険のあることについて話したところ、サムナー卿は、『ドイツ
 人が彼ら自身殺しあうのなら、私の全く望むところだ』と答えた。こんな精神状態にある人と論ずるのは無駄です」
 と彼は述べている。⁽²⁸⁾

三月二六日に、英米仏政府夫々の賠償案が提出された。フランス案は最小限一、二四〇億マルク、最大限一、八八
 〇億マルクを、アメリカ案は最小限一、〇〇〇億、最大限一、四〇〇億マルクを計上していたのに対し、サムナー
 によるイギリス案は唯一つ二、二〇〇億マルクを計上していた。⁽²⁹⁾このイギリス案で要求された年支払額一二〇億マル
 ク(一六億ポンド)は大戦前のドイツの平時輸出額に大体相当した。前英蘭銀行総裁がこの案の提案者の一人であつ
 たのだ。平和会議においていわゆる排外主義的世論を代弁した者が、ロイド・ジョージではなくて、サムナー||カンリ
 フであつたことをわれわれは見出す。サムナー||カンリフは、彼らが提案したような巨額の賠償要求でなければ、
 国内の大衆は満足しまいと考えて、彼らの案を出したのであろうか。確に、ノースクリッフ系紙と保守党議員達は、
 総選挙の時のムードがこの時期にはなくなつていたのに、依然として総選挙の時の公約なるものの実現を求いてい
 たが。

政策決定集団内部にサムナーやカンリフといった強硬派をかかえ、外からはタイムズなどによる公約実現要求に直面しながら、三月二三日、ロイド・ジョージは「フォンテンブロー覚書」の作成にとりかかった。この覚書は、連合国の蒙った損害の完全な賠償をドイツに対して課することは、實際上困難であるという見地に立っていた。賠償の支払は戦争を勃発させた世代とともに消滅すべきであると主張されたし、またその年支払額は同盟および連合諸国の間で同意さるべきものと述べられている。⁽³⁰⁾ かかる見地に立っている以上、アメリカ案への接近の余地はなお存していたようにみえる。しかし、ロイド・ジョージはサムナー||カンリフの線に明確な態度を示そうとはしなかったのみならず、「戦後処理の原則」を越えた賠償要求に熱意を示していた。フォンテンブロー覚書と時を同じくして、ドイツは連合国の戦費全額を負担すべきであると主張したクロード・ラウザー (Claude Lowther) の覚書がタイムズに載った。これ以後数日の新聞論調はロイド・ジョージの感情をかなり刺激している。⁽³¹⁾

この時期に、最終的決定をみるのの一つの重要な方策が英仏の代表から出された。それは、賠償義務の総額については平和条約に明記せず、総額の決定を平和条約によって設置される常設の委員会に任せるというものであった。かかる考えは、フランス代表によって、専門家達が妥協して最終的に同意に達した要求額がどのようなものであろうと、それはなおフランスの大衆の期待を満たすものではなからうという観点から、明らかにされたのである。⁽³²⁾ アメリカ代表は、賠償総額を未決定のものにするというこの考えに強く反対した。彼らの考えによれば、賠償額の固定は、国際経済安定の展望を与える上で、ぜひとも必要なのであった。平和会議における賠償問題の明確な取り決めは、財政の正常化にドイツからの賠償を頼みにしているフランスやベルギーに、信用の増大と財政的安定をもたらさずし、支払国ドイツには支払の仕事についての展望を与え、そして戦後の賠償機構の明確な終期を約束するのであった。⁽³³⁾ この主張

は国際金融の安定のためという観点から、イギリスの専門家達の一部によつても支持されていた。だが、ロイド・ジョージは、賠償総額の決定額に対する「世論」の憤激を予想していたので、早速クロツツの出したその妙案にとびついた。その案は、賠償総額をばかすことによつて決定額に対する保守党員の批判をそらし、他方ドイツの支払能力に適した合理的額の決定を非合理的な要求のムードの治まった時点にまで延期するという点できわめて魅力的であつた。三月二五日から二八日にかけて、専門家達は大きなひらきのある三國夫々の賠償要求額の調整に最後の努力をかさねていた。しかし、フランスが「損害」に対するすべでの賠償をあくまで主張し、また補償さるべき額はその総額の算定が困難なほどに巨額であることを強調した時、ロイド・ジョージは条約の中に額を規定しない方が有利であると判断した。⁽³⁴⁾かくて、三月二八日に固定額を決めようとする努力は中止されたのである。⁽³⁵⁾

「暗黒期」における賠償審議のもう一つの重要な決定は、「賠償」に恩給と扶助料 (separation allowances) を加えたことである。二六日の四人会議でロイド・ジョージは賠償の配分率を問題にして次のように述べている。「われわれはわが國の沈没した船には、一トンには一トンだけの補償を要求する。またわれわれは恩給を支払わねばならないしその正確な合計額も分つてゐる。われわれが要求しているのはこの額なのだ。」また、恩給の分を恩給率の最も低い國の率に等しく抑えることはイギリスに対し公正とはいえないとして、「イギリスの民衆は、フランスの破壊された煙突の価値が全部支払われるのに、イギリスの失われた生命のそれは支払われないということ⁽³⁶⁾を是認しないだろう」と。翌二七日、サムナーは専門家の会議で「賠償」に恩給を含ませるべきことについての意見を提出した。彼はウイロンによつて表明された「戦後処理の原則」についての解釈論を展開し、「賠償」と「戦費」とは相互に相容れない術語ではないという見地から、恩給の費用は「市民に対し加えられた損害」の一形態だと論じた、彼によれば、武器を取

つた国民は、「正義のために動員された市民にすぎず、軍服はならんら区別をつけるものではない」のであった。⁽³⁷⁾ 二九日、ロイド・ジョージは恩給や扶助料を賠償の範囲に加えた覚書を提出した。⁽³⁸⁾

戦後処理の原則に照らしていえば、恩給を賠償に含ませる根拠は、ランシング通牒にいう「普通人民に加えられた損害」にしか求められないのであったから、イギリスの主張がアメリカ代表によつて反対されたことはいうまでもない。それでは、いかなる意図でイギリスは原則に反するような要求を出したのであるうか。貪欲な欲求の問題はともかく、イギリスの方針には「配分率の作用」(play of percentages)が強く加えられていたといえる。連合国の恩給並びに扶助料の資本価値は丁度一般市民の損害に等しいと推計されていた。であるから、恩給を含ませることは賠償要求額を丁度二倍にするものであった。⁽³⁹⁾ 既に指摘したように、ロイド・ジョージは賠償の配分率に大きな不満を抱いていた。「加えられた損害」について賠償を配分すれば、イギリスの取り分は全く憐れなほど少ないものになると考えられた。ところが、恩給の算入は英帝国にとつてのみ相対的により有利な配分率を生み出すのであった。⁽⁴⁰⁾ ドイツの支払能力が限られたものであることが認識されればされるほど、配分率そのものはますます重要な意義をもつことになるのであった。戦費の補償を要求することが失敗した以上、間接的損害の名目で恩給や扶助料を「加えられた損害」に含めさせることが政治的に必要であった。恩給等の算入はフランスの取り分の比率を悪くするのであったが、ドイツ抑圧のため、賠償総額の増加を望むフランス代表達はそれをむしろ支持した。⁽⁴¹⁾

ウイルソンは、サムナーの右の覚書を「きわめて法万能主義的」として斥けた。彼は恩給の算入になかなか譲歩しなかつた。かくて、ロイド・ジョージは、「この問題できわめてとげとげしているウイルソンの心を変える」ようスマッツを説得したといわれる。⁽⁴²⁾ ウイルソンはスマッツを非常に称賛していた。そして、この見識の高い、国際連盟設立

に大きな貢献をしていた將軍の覚書によつて、ウイルソンは恩給と扶助料の算入を納得させられた。アメリカ代表部の専門家は、「恩給を承認することは敵に対するすべての戦費要求の是認を含むといえよう」と進言した。しかしウイルソンはここで彼の原則を固執しようとはしなかつた。アメリカ代表団の中の一人の法律家も恩給算入に賛成しては、またその算入は論理に反していると専門家達が述べた時、ウイルソンは、「論理！ 論理！ 論理なぞなんとも思わん。私は恩給を含ませる！」と叫んだ⁽⁴⁴⁾。論理の放棄が法解釈上の論理の放棄にとどまらず、「戦後処理の原則」の放棄であつたことにおいて、それは明らかにウイルソンの敗北であつた。それはまさに「大統領の道義的地位と彼の精神の昏迷とにおける最も決定的な瞬間⁽⁴⁵⁾」であつた。彼は、誤つた前提から議論を進めて彼自身の論理的帰結を示してくれる英仏代表と闘う氣力を喪失したのである。

ロイド・ジョージは、フォンテンブロー覚書において賠償支払の期間が一世代に限定されるべきことを説いたのであつた。年金や扶助料を加えて「賠償義務」(ability)がますます巨額のものとなつても、ドイツの支払能力の限界が理性的に討議され、さらに支払の「期間」があらかじめ限定されるならば、この二つの要素から賠償額そのものは無限なものたりえないのであつた。ロイド・ジョージは、三月二九日の覚書で、連合国の損失と損害は三〇〇億ポンド以上になること、そして「完全な補償に対する同盟および連合諸国の争うべからざる請求権」の存在を明らかにすると同時に、連合国は、ドイツの財政的および経済的資源が「無限のものではない」(not unlimited)こと、従つてまた完全な賠償を行なうことはドイツにとつて「実行不可能」(impracticable)であることを認める、としたのであつた。しかも他方、覚書は賠償額がいかに大きなものとならうと、ドイツは物的損害や人的損失の価値を償うべきであると規定している。従つて、年限(time limit)は、ドイツの支払能力を限定するものと解しうるものでもあるし、また無意味

な限定ともとれるのであった。平和会議における審議の実際は、「加えられた損害」の補償についてのドイツの責任をあくまで明らかにしようという方向へ向つた。⁽⁴⁶⁾同時に、年限もその実質的な意義を失うように取り決められたのであった。それについての審議において、ロイド・ジョージは自らイギリス代表部内における意見の分裂をさらけだしたのであった。

四月五日の四人会議で、フランス代表クロッツは、三月二十九日のロイド・ジョージ覚書に基づく英米案の期限についての規定（英米の専門家によつて作成された賠償の「一般条項草案」(四月一日)の第三条に次のように書かれている。「敵諸国によりなされるべき支払の計画書は三十年を越えぬ期間で示さるべし、概言すれば敵諸国の合理的な支払能力に基づけるべし。」Burnett, Document 213.）が、条約による連合国賠償委員会に賠償支払を三十年内に制限するよう求めている点を批判し、連合国の「政府及国民ノ被リタル一切ノ損失乃損害」についての責任がすべてドイツにある以上、右の期限をつけることはこの責任の原則と矛盾すると述べた。これに対し、ロイド・ジョージは、「これは単に、ドイツは三十年間に支払いうるという意見を表明しようとしたのにすぎない。……この条文は……ドイツが三十年間に支払いうる量に支払額を制限しようとしてゐるのではない」と答えた。クロッツがさらに、イギリスの専門家はすべての処理が三十年に限られるという意見だと追求すると、ロイド・ジョージは、「ドイツが四十年間に六〇〇億ドルを支払えるが、三十年間では五〇〇億のみしか支払えぬというのであるなら、われわれは総額をドイツが三十年内に支払わねばならぬ額に制限するよう提案すべきではない」と答えた。⁽⁴⁷⁾また、「サムナー卿によれば、われわれの見解は、ドイツは三十年以内に支払うべきであるが、しかしもしもそうしえない場合には、〔賠償〕委員会は支払期限の延長をする権利を有すべきであるというものだ」とも、彼は述べている。⁽⁴⁸⁾

期限についてのこの見解は、三十年という期限の意義を失わせるものであった。ロイド・ジョージの論法でゆけば、

支払総額は、先の例では、六〇〇億ということになるのである。アメリカ代表はこのような考えを批判して、「もしそのような大きな資本額をとるならドイツはそれにつく利子すらも支払いえないでしょう。どこからかドイツに光線を当てるのが絶対必要です」と述べている。⁽⁴⁹⁾意見の対立は今や、賠償額は《ドイツが三十年間に支払いうる金額》なのか、《ドイツが支払いうる金額の総額を、できたら三十年間に支払わせること》なのかをめぐって争われた。五日の会議で、ロイド・ジョージが前者の見解を採ったことは明らかである。彼はサムナーの影響下に立つと同時に、この期限の問題でフランスに接近した。アメリカ代表は、賠償額が三十年間に支払いうる金額を基礎とすべきことを主張した。デーヴィスは、「ウイルソン大統領は、三十年の期限によって、『賠償』総額は恩給を含ませることによっても増大せぬこと、だが恩給を含ませることはただ配分のためより公平な基盤を作り出す、と了解していた」と述べたのであった。これに対しロイド・ジョージは、「私は国民に向つて人命は一本の煙突よりも価値のないものだとは言えない。家を再建することは一年か二年内にできても、有能な人間を二十一年以内に供給することはできない」と反論した。⁽⁵⁰⁾結局、英仏の反対によつて、殊にクレマンソーの功妙な説得によつて、アメリカ代表が折れて、今度は支払期間の制限も実質的には廃されたのである。⁽⁵¹⁾フランス代表は、条約がいよいよ「決定的なもの」すなわちドイツに逃げ道を絶対に与えぬ決定的なものになつたと感じたであろう。他方、ロイド・ジョージは、フランスと張り合つて「賠償」の内容を償金に近づけるにつれ、「世論」を満足させうるものができたと考えていたであろう。われわれは、彼が「世論」と考えていたものの有害な圧力を認識することができる。四月に入つて、彼はますます彼の権力の危機を感じるようになつていた。そして、イギリスの世論は、膨大な賠償金を要求しているという固定観念が、彼を捉えて合理的な解決から彼を遠ざけたのであった。

三 恩給と扶助料の問題および年限の問題が決定された後、十人会議の賠償問題審議は、「賠償委員会」(平和会議の賠償別箇、平和条約二三三條)の組織と権能、賠償の取得におけるベルギーの優先権、ドイツ船舶の配分に主として向けられた。ここでは、戦後の経済にかかわる問題を取り上げるといふみで、賠償委員会の設立に關連した二、三の問題を検討してみることにする。

賠償委員会の設立は次のような三つの理由から必要となつた。(一)ドイツに対する賠償要求額の最後の決定、(二)賠償計画を維持すること、(三)戦後のドイツの経済ならびに財政を一般的に監督すること。これらの理由の中でも、(一)にあげられる理由が委員会設立をうながした最大の理由であろう。既に考察したように、ドイツが支払う賠償総額は平和条約の中に現定されないことに決せられた。その理由としてあげられたことは、平和会議の時点でのその総額についてのいかなる決定も当時の世論を満足させえないということであつた、従つて総額についての決定は、排外主義的かつ非合理的な感情が治まつた時に、専門家の手で合理的に作成されることになつた。賠償委員会の権能は多岐にわたつており、その実際の行使はドイツの永続的支配を意味したであろう。賠償委員会が、ドイツは条約による賠償義務を履行していないと認められた時には、条約で規定された占領地域の再占領が可能であつた。(第四三)このような重大決定が、国際連盟にはなく、賠償委員会に認められていたのである。それでは、この強大な権能をもつた賠償委員会、将来にとつての合理的解決を与えるを期待されていたであろうか。既に考察したように、賠償問題の解決は、実際にはアメリカの態度にかかわるところ大きかつたのである。だが、アメリカの公式の態度は、国際金融機構再建のための援助や、政治的責任を負わねばならぬような金融上の保証をすることに消極的であつた。

四月一〇日、ロイド・ジョージは、賠償委員会の原則的問題として、委員会へのアメリカの参加と債券発行を取り上げ

た。これら二つの問題にフランス蔵相クロツツは賠償委員会における採決の全会一致方式を加えた。⁽⁶³⁾ ウイルソンは、アメリカの参加は原則的なものではないが、直ちに受け容れると述べ、「もし委員会についての取り決めが健全なものなら、合衆国は参加するだろう。そうでなければ参加しないことになろう」と付け加えた。このように、賠償問題の審議において、最後の決定が近づくにつれて、経済の観点から、アメリカの意向が原則的な問題となってきた。このことは債券発行の問題でより明瞭に現われている。賠償委員会による債券発行は、賠償支払の保証と関連してできた問題である。この保証 (guarantee) ということを最も問題にしたのはフランスであった。⁽⁶⁴⁾ フランス代表は、ドイツの支払義務よりもまずドイツの支払能力を明らかにしようとするような方法に内在する「危険を理解」⁽⁶⁵⁾ し、なにはともあれ膨大な損害に対するドイツの賠償義務を確認させようとする一方、支払能力を問題にせずに支払の保証を求めた。彼らはドイツの債務の「物質化」⁽⁶⁶⁾ (materialization) を志向したのである。イギリス側でこの債券発行を考えたのは「金融問題の専門家」サムナーであった。⁽⁶⁷⁾ 四月一〇日の十人会議でロイド・ジョージは債券の発行について次のように述べている。

「私の提案は、ドイツの支払うべき額を平和条約で定める代わりに、「賠償」委員会自体が、すべての賠償要求をみた後で、敵によって償わらるべき債券発行高を定めるよう命ぜらるべきだ、ということである。この問題でイギリスとフランスの観点は全く同じである。例えば、もし初回到六〇億ポンドの債券が発行されるべしと規定されたら、議会では直ちに『これが彼らの支払うすべてだ』という批判が起るだろう。もし発行高がそれを定める委員会に任せられているのであれば、彼らに実際の額ではなくて、額が算定されることになる原則についての指示を与えらる。これは、私やクレマンソー氏が直面せねばならなくなる議会操縦の困難のいくつかを打破するでしょう。議会でこの問題に既に直面してきたボナ・ロー氏は私と全く同意見です。」⁽⁶⁸⁾

賠償支払期限についての四月五日の発言にみられる、サムナーへの接近といい、また右の発言にみられる議会への影響を恐れる態度といい、この頃のロイド・ジョージは、イギリス国内の強硬論をうまく納得させようような解決方法を見出すことに汲々としていた。債券発行は、タルデューに従えば、債務の「物質化」を意図したものであった。ところで、ロイド・ジョージのいうように、当面の議会操縦のため発行高についての最終的決定を賠償委員会に任せるということは、将来における合理的解決への期待をもたせるものであった。彼は本当に右のような期待を抱いていたのであろうか。これはきわめて微妙な問題である。平和条約は、合計一、〇〇〇億金マルク（＝五〇億ポンド）の債券発行について具体的に規定している。そして、その上になお、「賠償」委員会ハ爾後尚隨時其ノ決定スル所ニ依リ債務ノ承認及保証トシテ更ニ債券ノ発行ヲ要求スルコトヲ得」（第八編、第二附屬）（書、十二八）（書、十二八）としている。当時の状況と会議の外での彼の私的な発言から推して、ロイド・ジョージの主張が右の項を強調することであつて、五〇億ポンドに抑えることになつたことは明らかである。

さて、債券発行が論ぜられた際、ウイルソンは、債券発行の仕事に当たる委員会における決議方法としての、多数決制を承認しえないとして、次のように述べている。「債券の目的は借金のために抵当を準備することであり、またこの借金の若干のものはアメリカ合衆国で都合されねばならぬだろう。もし債券が過度に発行されたら、世界の信用クレジットをめちゃめちゃにしてしまうだろう。銀行家は価値の下落した証券に金を出そうとはしまい。私は妨害しようとしてゐるのではないが、もしこの問題が多数決で決せられるというのであれば、私はこれへの参加がアメリカにとつて賢明なことでないと言わざるをえない」と。ロイド・ジョージは、「この問題で唯一の実際に公正な大國」としてのアメリカの参加の重要性を強調した。しかし、賠償委員会における多数決制の採用に対するウイルソンの疑惑は根深いも

のがあつた。彼は債券発行が国際金融に及ぼすであろう重大な影響を考えたのである。合衆国もまたこの金融体制の中へ組み込まれているのであつた。彼はロイド・ジョージに次の点に対する注意を喚起している。「フランスやイギリスの信用が下落させられるなどということは世界の利益になることではない。もし始まりが巨額の債券発行でもつてなされ、そしてイギリスとフランスが借金しようとしたら、銀行家達は、英仏は濫発された抵当証券を頼りにして借金しているのであり、従つて信用の全構造が影響を蒙ることになる、と言うだろう。」⁽⁶²⁾このように、賠償委員会による債券発行の問題は、はからずも巨額な賠償取り立ての最も本質的な問題を表面化させたのである。賠償問題において英仏は巨額の賠償請求権を得れるように取り決めることに成功した。しかし、債務国のみならず、ヨーロッパ全体の復興資金については、なお多くの問題が未解決のまま残されていたのである。賠償条項の大綱が決められた後、専門家達は、問題の重要性を考へて、戦後の国際金融に関する種々の計画を立案し、その実行を政治家達に勧告している。

イギリス側からは、「ヨーロッパ信用の回復と救済ならびに復興金融に関する計画」⁽⁶³⁾(通称ケインズ案)が提案された。この案は、一九一九年四月二三日、ロイド・ジョージの説明書をそえてウイルソンに送られた。ケインズ案は、賠償債務、ドイツによる現在債一〇億ポンドおよびオーストリア等三国による三億四千五百万ポンドの四分利付の債券発行、それに困窮せる新興諸国による債券発行を加えた、総計一五億ポンドの債券発行に関する計画を骨子としている。賠償債務の場合には、発行債券のうち五分の四は賠償勘定の支払および償却にあてられ、五分の一は食料および原料の購入にあてられるものとされた。敗戦国分の債券の利払は、支払準備不能の場合、共同かつ個々に敗戦国によつて保証される。さらに発行全債券の利子は主要連合国および中立諸国政府が連帯して再保証を引き受くべきであるとされた。

ロイド・ジョージはこの計画をウイルソンに送るに際し「立派な」(ハロッド)説明書を書いた、その中で彼は、全面でのヨーロッパ復興の問題には私企業の手では除去しえぬ二つの主要な障害のあることを指摘した。(a) 危険があまりに大きなこと、(b) 額があまりに大きく、かつ信用があまりに長期にわたること。この点について、彼は次のように続けて書いている。「疲弊し、ボルシェヴィズムに隣接した国であればあるほど、多分より多くの援助を必要としている。しかしそうであればあるほど私企業は援助しようとはしない」と。(64) そして、彼はヨーロッパの信用機構の再建にいかにかアメリカの援助が必要であるかを示唆したのである。(65)

ケインズ案の重要な点は、ヨーロッパ再建と賠償との両問題を統一的問題として取り上げたことにある。ヨーロッパの復興には資金を必要とするが、それはヨーロッパに見出されえない。債券は当然アメリカに流出することが考えられる。また、アメリカが借款を提供せぬ限り、ドイツはその運転資本を得られないし、賠償を支払えぬのである。このような目前の問題とともに、ケインズ案は、戦争遂行の過程でアメリカに流出したヨーロッパの資本を、再度ヨーロッパに戻そうとするものであった。(66) そして、復興金融と賠償、さらに戦債を統一的問題として提起したことは、再建が世界資本主義全体の問題と認識されたことによるであろう。かかる認識は、ロイド・ジョージの説明書にあるように、ボルシェヴィズに対する資本主義体制の強化の必要と少なからず関連して出ていたと考えられる。

さて、ウイルソンはケインズ案に協力的態度を示そうとはしなかった。五月五日付の、ロイド・ジョージ宛の彼の書簡で、ウイルソンはまず、ケインズ案がアメリカの観点からみて実行可能性の少ないものであるのみならず、経済的および金融上の健全性の多くの要素を欠いていると指摘した。ウイルソンは、ヨーロッパ生まれの債券に連邦政府の保証を与える権限を議会から得ることは、とうていできぬ相談だと確信していた。彼は、ケインズの提案したアメリカ

カとヨーロッパ諸国政府との緊密な協力の必要を否定しはしなかつたが、それが債券に対する保証の形をとることに難色を示した。信用貸は諸政府によってよりも通常の私的徑路を媒介して行なわれた方が賢明である、というのが合衆國財務省の見解であつた。ウイルソンは、政府はできるだけ早く「銀行業務」から手を引いた方がよいという見解を明らかにしたのに続けて、ドイツの現状および将来についての次の諸事実に注意を喚起した。第一に、ドイツは運転資本 (working capital) を必要としており、それなくして賠償支払を進めえないこと。第二に、平和条約の賠償条項の規定はドイツのすべての運転資本の即時的な引き渡しを要求していること。第三に、そのことは、実際にはアメリカが運転資本の不足分の大部分を信用貸の形でおぎなわねばならぬことを示唆していること。「賠償討議を通じてアメリカ代表は、提案されていた計画がいかなる程度の賠償支払をなすための手段をもドイツから必ず奪うものであることを、他の代表達に一貫して指摘してきました。……しかしこの点をわれわれの方の誰かが強調すると、ドイツはいきだといつても非難されました。わが国の代表は、ただ賠償問題が主としてフランス、イギリス、ベルギー、および他のヨーロッパ諸国の関与する問題であつて、アメリカではないという理由で、起草されたような賠償条項に最後に同意を与えたのです。」ウイルソンは、彼を攻めたててドイツの現存資本のすべてを撤去することを取り決めながら、他方ドイツの運転資本をアメリカが引き渡すよう求める計画に色よい返事を与えようとはしなかつた。⁽⁶⁷⁾

掠奪的取り決めへの実際の讓歩が、今度は合理的計画への協力を拒む理由と化した。アメリカ的観点からすれば、英仏がドイツの現存資本のすべてを撤去することから出發させようとしながら、ドイツへの運転資本の供給をアメリカに求めるのは、あまりに虫のよい考えであつた。債権者の態度はこうである。「ドイツの経営資本の十分な部分をドイツに残す」——ドイツによる賠償の支払可能——英仏によるアメリカへの戦債支払。この金融関係において債権者

は損失を免れうるのであった。これに対し、イギリスの《理性的》観点は、ヨーロッパ再建金融の出発点を戦債の帳消しに、そしてアメリカ政府の積極的なヨーロッパ援助に求めたのである。だが、経済・金融問題の政治的解決は、戦債の帳消しではなく、戦債の元である戦費を実質的には戦敗国に償還させることに求められたのであった。そして、この債務者の貪欲なやり方を債権者に納得させる口実となったものは、世論がそれを要求しているということであつたのである。

- (1) H. Holborn, *The Political Collapse of Europe* (1951), pp. 105-6.
- (2) 有沢・阿部『世界恐慌と国際政治の危機』四一頁。 Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, 254.
- (3) FR, Paris 1919, III, 703. 委員会は、五大国から各三名（「バギーン、ギリンマン、マーティン、セロギア」後にさらにポーランドを加えた）から各二名の代表によって構成された。
- (4) B. Baruch, *The Making of the Reparation and Economic Section of the Treaty* (1920), pp. 18, 19-20; Burnett, p. 20.
- (5) Baruch, *op. cit.*, p. 19; Burnett, Document 105, 109. アメリカ代表の原則論は、主として「戦後処理の原則」あるいは講和の条件についての解説論であつた。
- (6) Burnett, Document 110, p. 553.
- (7) *Ibid.*, p. 554.
- (8) *Ibid.*, pp. 554-57.
- (9) フランス蔵相クロツツは、休戦協定第一九条を根拠に、ランシング通牒（一九一八年一月五日）にとらわれないで賠償条項を作成することを主張した。 Tardieu, *The Truth about the Treaty*, p. 288.
- (10) Burnett, Document 137.
- (11) Baruch, *op. cit.*, p. 26.
- (12) Burnett, p. 28.
- (13) Lloyd George, I, 198.

- (14) Keynes, *op. cit.*, 135.
- (15) Baker, II, 374.
- (16) Burnett, Document 171. 個人的な摩擦が賠償委員会第二小委員会（ドイツの支払能力を審議）の仕事を妨げていたとすれば、新しい委員会へモンタギュー等を選んでたてたことは、右の困難を回避すべく図られていたと、パーネットはみている。Burnett, p. 54.
- (17) Riddell's *Intimate Diary*, p. 31.
- (18) Burnett, p. 54.
- (19) *Ibid.*, p. 55.
- (20) *Ibid.*, p. 55.
- (21) Burnett, Document 183.
- (22) Burnett, pp. 55-6. 三月一日に、デーヴィスはロイド・ジョージに次のような諸点について説明した。専門家は、例えば二年といた短期間にドイツは四〇億ドルから五〇億ドル、さらにその後五〇億ドルから一〇〇億ドルを一定期間中に支払いうること、すなわちその総計で一〇〇億から一五〇億ドル（三〇億ポンド）を支払いうること。意見が分れているが、総計六〇億ポンド支払の可能性は強いこと。損害賠償額は多分三〇〇億ドルを越えるであろう。ドイツに対する要求額の問題は、次のような政治的・経済的考慮に影響される。(a)あまり大きな額を要求してドイツ代表の支払拒絶を招くことの危険。(b)連合国に経済的損害を与えることになる可能性。(c)「巨額の債務を返済することを一世代にわたり気のすすまぬ国民に強いることは、その放棄を求める煽動によって世界の平和を再度攪乱するような不安の原因となるであろう」。それ故、三〇〇億ドル（六〇億ポンド）がドイツに要求される最大額であろう。Burnett, Document 182. これまでの考察では、ロイド・ジョージは右の(b)の問題を屢々指摘していた。これ以後彼の態度は何辺となく変わるが、彼は(c)よりも(a)に重大な考慮を払うこととなる。
- (23) Lloyd George, I, 502-4. サムナー等は彼らの案が希望的観測に基づいていることを自ら認めている。 *Ibid.*, 503-4.
- (24) Burnett, p. 56.
- (25) *Ibid.*; Lloyd George, 504. ロイド・ジョージが穩健な案の作成を命じたのは、主としてドイツの条約案受諾拒否を考慮したことによると思われる。一九日の十人会議で、連合国がドイツに巨額の償金を求める文書を提示し、かつ多くのドイツ人民をポーランドへ譲り渡したら、ドイツ政府は崩壊するかもしれぬ、とロイド・ジョージは述べた。FR, Paris 1919, IV, 414-15.

- (26) Lloyd George, I, 505.
- (27) Burnett, p. 59; Baker, II, 377.
- (28) Mantoux, Les Délibérations du Conseil des Quatre, I, p. 31. 彼はこれに続けて、カンリフが決して離れることなくサムナーと接近し、サムナーの影射下にありてを述べた。
- (29) Burnett, Document 196. イギリス案は三月一七日付、ヒューズ、サムナー、カンリフ提出の覚書に殆ど同じ。ただし、一九二六年以降の年支払額六億ポンドは三十三年間継続されるものとなっている。
- (30) Lloyd George, 406, 415. フォンテンブロー覚書の作成には、カンリフもケインズも共に参加して居る。 Riddell's Intimate Diary, p. 38.
- (31) ののちのことは次節で詳察する。
- (32) House and Seymour eds., What Really Happened at Paris, p. 262; Mantoux op. cit., pp. 24, 29.
- (33) House and Seymour eds., op. cit. p. 263; Burnett, p. 31.
- (34) Mantoux, op. cit., p. 61.
- (35) Tardieu, op. cit., p. 296; Mantoux, op. cit., p. 62.
- (36) Mantoux, op. cit., p. 35.
- (37) Burnett, Document 197, pp. 722-23. ロイド・ジョージは、サムナー覚書が三月三〇日に提出されたことを書いているが (Lloyd George, 493-94) アメリカ側委員とは既に二七日を示されている。
- (38) FR, Paris 1919, V, 19.
- (39) Tardieu, op. cit., p. 292.
- (40) Burnett, p. 61.
- (41) 賠償金の配分率については下記の表参照。表内の数字は下記の書による。 Baruch, op. cit., pp. 21, 22; Lloyd George, I, 415; 有沢・河部『前掲書』一一一—一二頁。
- (42) Baruch, op. cit., pp. 27-8; Burnett, p. 61.
- (43) Burnett, p. 63. ウイルソンへ送ったスマットン覚書については同書『資料二〇九参照』。

	アメリカ案 (賠償委員会)	イギリス案 (賠償委員会)	ロイド・ジョージ 3月25日覚書	協定 (1920.7.16)
フランス	48 (%)	24 (%)	50	52
イギリス	19	40	30	22
ベルギー	24	1.7	} 20	8
その他	14	34.3		18

(44) House and Seymour eds., *op. cit.*, p. 272.

(45) Keynes, *op. cit.*, p. 48.

(46) この結果、「戦争責任」条項(第二三一条)が加えられた。Burnett, ch. VIII.

(47) FR, Paris 1919, V, 22.

(48) *Ibid.*, 23. クロッツはロイド・ジョージのこの返答に対しても、その考えは賠償委員会におけるイギリス委員の態度と同じものではないとらった。サムナーが、意見の食い違いはロイド・ジョージの真意についてのモンタギューの誤解からでていると述べたのをなえきって、「ロイド・ジョージは、「勿論、私は三十年の期間内に総額を得ることが実際に行ないうるのなら、この年限の方を」と述べたのである。

(49) *Ibid.*, 24.

(50) *Ibid.*, 27.

(51) *Ibid.* 五日の会議でクレマンソーは、賠償委員会がドイツ支払能力を決定する権能をもつことを、受け容れえないとして、年限の問題について次のような案を出した。すなわち、ドイツが連合国に賠償責任あることを明らかにしえないのであれば、少なくとも補償さるべきものカテゴリーを決定することによって、ドイツが連合国に補償責任あることを明らかにすべきである。そして、そのすべてが三十年内に支払われなかったら、賠償委員会はその期間を延期する権利を有すと。 *Ibid.*, 33-4. この案の意図は、損害額が三十年内に支払えぬものであった場合に賠償委員会が、アメリカ案のように額を引下げる権能をもつということがないようにすることにあつた。アメリカ代表ハウスは、クレマンソー案は同意の基礎を形作るかもしれないと表明したのであつた。バーネットは、ハウスのこの発言はフランスの意図に対する彼の理解の欠如を示めずものであるとしている。Burnett, p. 75. 成立した条約はこのフランス案通りのものとなつた。(第二三三条第四項)。

(52) Burnett, p. 78.

(53) FR, Paris 1919, V, 71-2.

(54) Burnett, p. 92.

(55) Tardieu, *op. cit.*, p. 308.

(56) *Ibid.*, p. 310.

(57) *Ibid.*, p. 310. 四月五日の十人会議で、クロッツがこの保証の問題を出した時、ロイド・ジョージは、「それは実際には平和条約

履行の全問題の一部である。だからそれは財政条項と関係がないように思われる」と述べて、賠償を債券の形で取することを示唆した。FR, Paris 1919, V, p. 37. 債券発行は彼のこの発言を契機として論議されることとなった。

(58) FR, Paris 1919, V, 73-4.

(59) 殊に、賠償委員会の表決がドイツ政府の発行すべき債券等の金額および条件に関し、全会一致の原則をとったこと(第八篇、第二附屬書、十三(四))から、一國の拒否権行使によっても、債券発行は六百億マルクに押えうるといふ議論が成立しうるのであった。Burnett, pp. 86-7.

(60) この点については次節で考察する。

(61) FR, Paris 1919, V, 77.

(62) Ibid., 78.

(63) Baker, II, 341-43.

(64) Ibid., 338.

(65) Ibid., 339.

(66) 有沢・阿部、前掲書、四六頁。

(67) Baker, II, 344-46. ケインズは、アメリカ側が賠償総額を大いに批判しながら、ドイツが一九二一年五月までに支払うことになった十億ポンドに反対しなかったこと、そして彼の書簡で、ウイルソンがこの十億ポンドをこそ問題にしていることをフィリップ・カーに指摘している。ハロッド、前掲書II、三五六一五七頁。

LLOYD GEORGE AND THE RECONSTRUCTION OF EUROPE (III)

Hiroshi YOSHIKAWA

Lecturer of Political Science
Hokkaido Gakugei University

On the question of Russia, Lloyd George's policy makes remarkable contrast with the policy of interventionists. He faced facts as they were, and attached importance less to military intervention than to stability of domestic politics. He thought that the threat of Bolshevism consisted not in the invasion, but in the erosion. At the Conference, he presented the three policies between which in his view it was necessary to choose. The first was military intervention, the second the establishment of a 'cordon sanitaire', and the third his plan of calling the leaders of all the Russian factions to Paris.

From the point of view of the balance of power, the most of interventionists expected Russia to be a counterpoise in the balance-of-power system in Europe. Lloyd George's policy did not necessarily rely on such expectation. He was concerned about Germany's joining with the Russian bolshevism. The more he concerned with popular support to his policy, the more he had to hesitate to strengthen military intervention.

On the question of reparation, his opinion was more moderate than that of the City and the Northcliffe press. The hectic mood of the General Election of 1918 was produced for the most part by their campaign. Rational plans were easily influenced by the mood.

At the Reparation Commission of the Conference, the British delegates took a firm attitude for "indemnity". They represented the opinions of the City and the Northcliffe press. On the other hand, the American delegates considered that the reparation should be limited to compensations for material war damage. Though the British delegates and the French were set up in opposition as to their aims, they worked together to distort the Wilsonian principle of settlement.